

社会臨床雑誌

2002年09月15日

第10巻第1号

はじめに	日本社会臨床学会編集委員会	1
運動情報: 予防拘禁・不定期拘禁法案を廃案に! 5.6集会	大賀 達雄	2
「インクルージョン」と「教育改革」の現在と問題	篠原 睦治	8
フルーツバスケットの中の癒し	林 延哉	17
人格研究の動向とそれが問いかけるもの(2)	三輪 寿二	27
「映画と本」で考える		
小沢牧子著『「心の専門家」はいらない』を読む	南雲 明男	36
『式日』と『EUREKA』	佐藤 剛	39
生のトータリティ	中島 浩篤	42
近代市民社会の脱呪術化	竹村 洋介	44
篠原睦治著『脳死・臓器移植、何が問題か』(現代書館)を読んで	三輪 寿二	48
“この場所”から		
私の中の社臨	山本 栄子	52
見えないものを忘れない	森 樹	54
編集後記		56

日本社会臨床学会編集

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

日本社会臨床学会第10回総会が7月に江ノ島で開かれました。広い会場だったので、参加者がまばらに見えたのですが、それでも多くの方々の参加がありました。

さて、今回の第10巻1号は、これまでの刊行の仕方から言えば、第10回総会前に出来ていなければならないものです。それが遅れたために、時期的なことから言えば、第10回総会の報告があるのではないかと読者のみなさんに予想させることになったりもすると思います。総会報告はいつも各巻2号掲載ですので、第10回総会の報告は今年11月刊行予定の第10巻2号に掲載します。紛らわしいことになったことを含めて、今号が遅れてしまったことをお詫びしておきたいと思います。

今号についてですが、まず、論文が4本あります。大賀達雄さんの『運動情報 - 予防拘禁・不定期拘禁法案を廃案へ！5.6集会』は、「触法精神障害者」に関する特別立法への反対論文であり、その方向で動いている運動に関する情報でもあります。この問題は本誌でも何度か取り上げてきました。現在は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(案)」となっています。当学会でもさらに考えなくてはならない問題になっています。篠原睦治さんの『「インクルージョン」と『教育改革』の現在と問題』は、今年(2002年)4月公布、9月施行された学校教育法施行令の一部改正に関する問題点を指摘したものです。昨今の教育改革の動きと合わせながら、インクルージョンの名のもとに選別・分離がより進行する状況を描いています。林延哉さんの『フルーツバスケットのなかの癒し』は、人気漫画『フルーツバスケット』のテレビ番組版を題材にしています。現在の『若者文化が『文字から画像へ』移っている(?)』と言われていています。原作もテレビも若者たちの心を捕らえ、人気があったらしいのですが、これを癒しという観点から取り上げたものです。三輪寿二さんの『人格研究の動向とそれが問いかけるもの(2)』は、第9巻3号に掲載されたものの続編です。近年の人格研究の動向のひとつが人格を遺伝的な原因に遡っていく方向にあることを報告しながら、それが何をもちたらずかを考えています。

「映画と本」で考えるには、映画評が1本、書評が4本あります。南雲明男さんは小沢牧子さんの『「心の専門家」なんていない』を、竹村洋介さんは高岡健さんの『孤立を恐れるな!』を、中島浩篤さんと三輪寿二さんはいずれも篠原睦治さんの『脳死・臓器移植、何が問題か』を、それぞれ書評しています。また、佐藤剛さんが庵野秀明監督の『式日』と青山真治監督の『EUREKA』の2本の映画を比較しながら、援助ということを考えています。

“この場所”からには、山本栄子さんの『私の中の社臨』、森樹さんの『見えないものを忘れない』の2本があります。山本さんは運営委員で、今後、運営委員が自己紹介しながら、この欄に順番に書いていくことも検討しています。このコーナーが会員間のコミュニケーションをより促進するものであってほしい、という考えからです。ですから、多くの方からの文章をお待ちしています。

運動情報

予防拘禁・不定期拘禁法案を廃案へ！5.6集会 管理網に取り込まれる日常と、精神障害者に対する「特別立法」

大賀 達雄(目黒精神保健を考える会)

はじめに

今国会には、「有事法制化」をはじめとして、私達の日常に関わる重要法案がいくつも提出されている。そのうち、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものの医療及び観察等に関する法律(案)」（以下「心神喪失者等医療観察法案」と略する）は、これまで「刑法改悪・保安処分」として新設が目論まれてきた「保安処分」そのものである。こればかりではない。「メディア規制三法」を通して、政府はマスメディアに対する大幅な言論統制を準備しているし、既に「通信傍受法」は施行され、この8月には「改正住民基本台帳法」が施行されようとしている。（本誌発行時には既に施行されています：編集者註）

このように着々と政府は、「障害者」を含めて私達を分断・管理する網の目を張り巡らせつつある。あまつさえ、私達医療現場に働く労働者はそれに組み込まれ、加担させられているのである。私達は今このような現実直面している。

ところで、かつてあるとされていた私たち個人々の様々な結びつきは、現在地域においても、学校においても、家庭においても解体され、いまや私達は個別撃破の対象にされているともいえよう。もっとも私達に反撃する力がないかといえばそうではなく、まだまだ力は残されているとは思わう。

その一方で、今や「心理治療」、「心の癒し」はブームとなり、それを通して何かが可能であるかのような幻想がふりまかれている。このことは、この社会臨床学会でも話題にされてきたことでもある。

近年、「心」や「人と人との関係」は商品化されており、「19世紀の工場労働者は肉体を酷使されていた

が、今日対人サービス労働に従事する労働者は心を酷使されている」（石川准「感情労働とカウンセリング」『カウンセリング・幻想と現実』現代書館 2000年）それも「労働者に求められているものは、表面的な作り笑いなどではなく、本物の気持ちとなってきている」（同書）。現代は感情が商品化されている時代であり、感情文化を研究対象とする「感情社会学」は、「感情労働の疎外を暴き、職務と日常をはっきり分け、感情労働における演出性を自己の不誠実さとして引き受ける必要はないこと」（同書）を説得している。

しかし、「感情の商品化が、感情や心の偽造を人に強いることで、本来的な感情への渴望を掻き立てているのだとすれば、カウンセリングはそうした渴きへの受け皿として機能するのみならず、積極的に本来的な感情への希求を価値付ける」（同書）ものとなっている。「本当の自分」がどこかに存在するという幻想が、この商品の消費を支えていると、石川は強調している。

このように現代社会は、一方で、「心」とりわけ感情を商品化する社会であり、もう一方の「現実世界」では、着実に分断・管理の網の目が張り巡らされつつある。

「保安処分」攻撃の現在

2002年3月15日、小泉内閣は今国会に「心神喪失者等医療観察法案」を提出することを閣議決定し、この文章が皆さんのお手元に届くころには、この法案の国会での審議も終わっていることが予想される。

すでに、前回の「精神保健福祉法」の改悪時（1999.6）に、「重大な犯罪を犯した精神障害者の処遇のあり方について検討すること」が明記され、「触法精神障害者

対策」を検討する旨の付帯決議がつけられた。これを受けて、自民党は、3年をめどに議員立法で法案を作成することを言明したという経緯がある。

その後2000年12月、法務省・厚生労働省は、責任能力がないために重大な事件を起こしても罪に問われない精神障害者の処遇を巡り、定期的な検討会を開くことに合意し、昨年1月には第1回の検討会が開かれた。これまで検討会は9回開かれたが、第1回目に呼ばれて意見を述べた山上暁(東京医科歯科大学・難治疾患研究所)は、この間、日本精神神経学会内外で福島章等と共に、「保安処分」を推進するという犯罪的な役割を果たしてきている。

ちょうどその検討会が行われていたさなかの6月8日、大阪教育大学附属池田小学校において児童殺傷事件が起こった。小泉はすぐさま「保安処分を含めて、このような問題を起こさないような制度を検討する」と強権的な指示を発し、このときを境に施策の推進が急ピッチで方向づけられることになった。その後10月31日には自民党プロジェクトチームの「心神喪失者等の触法及び精神医療に関する施策の改革について」が報告され、11月12日には、与党政策責任者会議に「心神喪失者等の触法及び精神医療に関するプロジェクトチーム報告書」が報告された。これに基づき、法務省は法案作成に取りかかったものと思われる。

今年に入り2月14日、法務省刑事局は「重大な触法行為をした精神障害者に対する新たな処遇制度(案)の骨子」を自民党プロジェクトチームに提出し、翌15日には、与党プロジェクトチームにおいて了承された。これを受け、3月15日、法案の国会提出が閣議決定されたのである。これまでも、「刑法改悪・保安処分」攻撃はなされてきたが、そのたびに激しい反対運動が展開され、実現することはなかった。81年の「刑事局案」では、「保安処分」を「治療処分」に一元化して、対象罪種も放火・殺人などの「重大な犯罪」に限定された。

その後、「宇都宮病院事件(1984年)が起こり、これがきっかけとなり、「精神衛生法」は「精神保健法」(後には、「精神保健福祉法」)に改訂された。その後は、「処遇困難者専門病棟」の新設攻撃となり、99年の「精神保健福祉法」の改悪では、本人の同意がなくても、

都道府県の知事の権限で車両搬送により精神病院に強制的に入院させることができる「移送制度」が新設された。このように「強制入院」の間口は広げられたわけである。

そして、昨年6月8日に起こった大阪教育大学付属池田小学校における児童殺傷事件を契機として、「触法精神障害者対策」として、「保安処分」新設攻撃が急ピッチで進んできたわけである。

私たちの取り組み

(1) 現在の処遇の状態

「犯罪」を行なうと、現在は次のようなシステムの元に処分が行なわれている。

逮捕されると、48時間は警察が、その後24時間は検察が取調べを行う。その後は、裁判官に拘留の請求がなされ、拘留の要・不要が決定されるシステムとなっている。拘留期間は、72時間に合計20日間の延長が可能で、その期間内に処分(起訴・不起訴)が決定されるわけである。日本では、留置所が代用監獄となっているため、被疑者は24時間警察の監視下に置かれ冤罪の温床にもなっている。

心神喪失と判断され、責任能力がないと判断されると、検察官による25条の措置入院のための通報が都道府県知事に対して行なわれる。精神保健指定医(原則として2名の一致による)に措置診察を行わせ、そのものが精神障害で、そのために「自傷他害の恐れ」があると認められると、措置入院を行なうことが出来る。しかし、検察の段階で、必ずしも「精神鑑定」に基づいて通報がなされているわけではない。

このようにして検察官の判断で、精神病院に送られているというのが現状である。

(2) 法案の概要

「法案」が通ると何が変わるのかを見るために、法案の概要を次に示す。

法案の目的は、医療を確保するための観察・指導を行い、病状を改善して再犯を防止し社会復帰を促進する

対象者は、殺人、放火、強盗(未遂も含む)、強姦、強姦いせつ、傷害、傷害致死に当たる行為をしたもので、1. 検察官により心神喪失、心神耗弱で不起訴とされた場合、2. 裁判で心神喪失と認定され無罪となった場合、3. 起訴されたが、裁判で心神耗弱と認定され、執行猶予付きの有罪判決が出たもの。

この場合、検察官は地方裁判所に対して、強制入院または強制通院の審判申し立てをしなければならない。

審判は、裁判官1名と精神科医1名の合議により処分の決定を行う。ただし、犯罪行為の認定、心神喪失、心神耗弱の判断は裁判官のみで行う。

強制入院等の要件は、「入院或いは通院させて医療を行わなければ、再び対象行為を行う恐れがあること、すなわち再犯の恐れ」の存在。

強制入院は、再犯の恐れがなくなる限り無期限の入院が継続される。

強制通院の場合、再犯の恐れがなくなる限り、3年間(更に2年の延長が可能)の通院が義務づけられる。通院期間中は、保護観察所の精神保健観察(監察官は精神保健福祉士)に付される。

すなわち、この法案が適用されるためには、以下の3つの要件が必要とされる。

1. 心神喪失等の状態で、重大な他害行為を行なったこと
2. 審判時に精神障害者と認められること
3. 原因となった精神障害のために再び対象行為を行なう恐れがあること

多くの精神科医が述べるように、精神科医は将来の再犯の予測を行ないえないことが明らかにされている。20%程度の予測しか行なえないため、ということは80%の精神障害者を不当に拘禁することになる。もちろん、精神障害者だけが隔離収容されなければならない合理性はまったく存在しない。

その上、精神障害者を隔離したり、強制通院させることで、患者の症状を改善し、再犯を防止し、社会復帰を促進できる保証はまったく明らかにされていない。結果として、無期限に隔離収容することになることが予想される。

(3)日本の精神医療の現状

日本の精神病院の実態を少し数字を上げてみておこう。2000年現在の精神病床数は、35万7000床である。実際に入院している患者数は、33万2000人である。日本の精神病床数は、1960年が9万5000、1970年が24万7000、1980年が30万8000、1990年が35万9000と推移しており、1960年代に飛躍的に増えたことが分かる。これは、1960年代の高度成長期に、労働力にならない「精神病者」に対する隔離・収容政策の結果がこの数字にあらわれているわけである。現在の精神病床数は、人口1万人当たり28床で、諸外国と較べると、比率から見ても実数から見ても世界一で、病床数を削減しつつある世界の動向に逆行するものである。ちなみにアメリカ5床、イギリス9床、フランス12床、イタリア5床である。また、日本ではその病床の89%を民間病院が占めている。この民間病院への依存が、日本の精神科病床数が減らない大きな原因となっている。

次に、精神科の平均在院日数を見ると357日で、一般病床の23日に較べると、近年漸減傾向にあるとはいえ驚くべき長期にわたっている。その上、医師や看護者の数は精神科特例として、一般科と較べて少なくともよいとされている。一般科では病床16床に1人の医師がいなければ認可されないが、精神病院ではその3分の1でよいと、医療法で認められているからである(最近、総合病院などでは廃止されたが)従って、精神科では患者約50人に医師が1人いればよいということになり、実際はそれすらも守られていないというのが実態である。看護者の数をみると、一般科では患者3人に1人必要(基準看護)なのだが、精神科では、4対1で、有資格者は5対1でよいとされている。

このように、少ない医療従事者のもと、狭い空間に

長期に閉じ込められてきたというのが、今日も続いている我が国の「隔離・収容」の精神医療の実態なのである。

(4) 法案廃案への取り組み

私達は、5月6日にこの法案の廃案に向けて集会とデモを行った。

この取り組みは2月の末、一人の病者の呼びかけで集まった、仲間の病者や医療関係者によって始められた。そこに集まった私達は、この法案は絶対に成立させてはならないという思いのもとに実行委員会を作り、5月6日に集会・デモをする準備にとりかかった。

既に国会上程を前にして法案は公表されており、それに対して患者団体や精神医療従事者団体や法律家団体を始めいくつかの団体が声明を発表し、反対の意思表示をしていた。しかし、まだその動きはこの法案の制定を阻止する動きにまでなってはいないと思われた。法案反対に関しては、いくつかの異なった論拠や立場があるのも事実だが、「反対」の声を合流させていかなければ、この法案を阻止することは出来ないと確認しあった。

そこで、「予防拘禁反対」、「不定期拘禁反対」の2点で、この法案の廃案を目指す全ての人たちとの共闘を目指したのである。準備期間が短期間であったため、集会準備を行いながら、呼びかけ人、賛同人を募り、チラシを配布し、メーリングリストも開設してインターネットでの呼びかけも行った。

5月6日の集会は労働スクエア東京で行われ、私たちの予想を越える360人の人たちが全国から結集した。呼びかけ人、賛同人は、個人、団体を合わせると250程集まり、メーリングリストも50人近くの参加登録が見られた。

集会は、ハンセン病裁判全国原告団事務局次長をしていた森元美代治さんの講演を始め、病者、精神科医、弁護士、大学教員などから法案の廃案に向けたアピール、集会決議文の採択などが行われた。森元さんは、施設を出て病気を隠しながら働いていた自らの体験を

語り、差別と偏見に基づく政府のハンセン病政策の誤りの歴史を今また繰り返そうとしていると、この法案を批判する講演を行った。集会後は、会場から銀座を通り、日比谷公園までデモして廃案を訴えた。集会の決議文は、翌日国会議員に提出された。

ところで廃案に向けた運動は、5.6集会で終わったわけではなく、その後も国会に向けて、院内集会や議員に対するロビー活動、傍聴行動が行われている。

法案の問題点

「保安処分」とは、人に害を加える恐れのある「精神障害者」の再犯を防ぐためとして治療施設に収容して、社会的に隔離・抹殺するものである。

今回、上程された「法案」の基本的な問題点は以下のようなものである。

第一に、「法案」は、裁判所が「指定医療機関」への不定期の「収容」及び、保護観察所による「通院処分」の決定を行う事を定めている。これこそ「保安処分」であり、犯罪に対する処罰ではなく将来再び起こす犯罪の危険性に対して行われる処分である。その上、これは犯罪結果に対して処罰が決められる刑法の思想・「罪刑法定主義」とは決定的に異なるものである。

第二に、多くの精神科医は、病状に伴う切迫した危険以上の再犯可能性を予測することは出来ないことを強調している。しかし、「法案」は精神科医に不可能な「再犯予測」を行わせるものである。さらに、精神障害者の再犯率が、一般犯罪者の再犯率より高いという根拠はない。逆に公表されている資料は、精神障害者の再犯率が少ないことを示している。

第三に、このように「精神障害者」に対してのみ、再犯の危険性を与件として予防拘禁するのは、「精神障害者」差別そのものである。まさに、「保安処分」は、「精神障害者」に対する差別・偏見に基づくものである。

第四に、入退院を裁判所の判断とすることは、「精神障害者」、「精神科医療」を司法に従属させるものである。裁判官が再犯予測の判断を行えるとしているのである。

また、保護観察所の役割も極めて大きいものとなっている。再犯の恐れを予測したり、それに基づき再入院の可否の決定を求められているからである。

ところで、日本の精神科医療の水準は一般医療の水準に較べて、極めて貧困な状態に置かれている。先に触れた措置入院をはじめとした強制医療が殆どであるにもかかわらず、「精神科特例」(医師の配置は他科の3分の1でよい)のもとでその医療が行われている現状こそが問題なのであり、これこそがはなはだしい人権侵害を示している。言うまでもなく、「矯正施設」にも多くの精神障害者がいるが、そこでの精神科医療は尚いっそう貧困な状況のまま放置されている。その上医療そのものが欠落している所すらある。

このように精神病院の治療には限界があるといえる。このような現状にある精神科医療をそのままにして、新たに「保安処分」という新しい制度を導入しようとしている「法案」を私たちは断じて認めるわけにはいかない。

諸外国に較べてわが国では地域精神医療は、根付いてこなかった。精神障害者に対して、隔離・収容政策がとられてきたためである。今回の法案により「危険で」「手におえない」精神障害者を重装備の特別病棟に押し込めたところで、このことで精神医療が「自由に」「開放的に」転換することはないし、地域で差別や偏見が拭い去られることはない。むしろ、なお一層精神障害者に対する差別・偏見が助長されることになるだろう。

私たちは、現実の生活の場で、共に悩み、共に支えあって彼等との社会関係を作り上げつつ、現実の課題を引き受けていくしかない。それこそが、個々人が分断され、管理が強化されつつある今日の状況に対しての私たちの新たなオルタナティブとなるだろう。

(2002年6月15日)

【付記】

その後、この法案は、5月28日衆議院本会議において、与党提案、民主党対案「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案要綱(案)」の

趣旨説明がおこなわれ、法務委員会に付託された。その後、法務委員会での審査、参考人審査、法務委員会、厚生労働委員会合同の連合審査等が行われ、7月30日、法務委員会において、継続審議が決定された。

この間5月30日に、日本共産党は「重大な犯罪を犯した精神障害者の処遇の問題で、国民が納得できる道理ある制度を」という声明を発表し、「自傷他害の恐れ」の判断と同じように、「再犯予測は可能」であると強弁した。

この法案の国会内での審議は、各委員の質問と政府側との間でかみ合うことのない論議が続いたが、その中からいくつかの問題点も明らかとなってきた。(「毎日新聞」7.21朝刊)

1)起訴前鑑定の問題

安易に不起訴にされている「起訴便宜主義」の実態を無視している。事実、精神障害者の不起訴率は90%にも達している。

2).対象者の治療プログラム

政府が明らかにした専門治療プログラムの内容(重大な他害行為について内省させ、被害者への共感を育む、等)は、実は「人格障害」のプログラムとなっている。しかし、彼女等には善悪を判断する能力はありとされているはずなので、この法律の対象者のプログラムとしては適切ではないことになる。

3)再犯予測

再犯予測は困難というのが大部分の精神科医の見方である。

この法案は重大な犯罪を犯し、不起訴処分等を受けたものに対して、精神障害者であることと、再犯の恐れを要件として、強制的に不定期に隔離しようとするものである。

まさに精神障害者は危険で、繰り返し犯罪行為をするという誤った認識に立つものである。このような障害者に対する差別と偏見に基づく法案は許されてはならない。

こればかりではない。

1)法案は対象者の防御権が決定的に制限され、権利保証がなされていない。つまり、事実認定が十分に争

うことが出来ないものとなっている。

2)いうまでもなくこの法案の根幹をなすのは、「再犯の恐れ」で、日本精神神経学会等の声明に見られるように、多くの精神科医はその判定は不可能であると述べている。可能だとしているのは、一部の司法精神科医だけである。

3)対象行為の再発防止という社会防衛的な目的が前面に立ち、不定期な予防拘禁をしようとしている。このことは、先に述べたように精神障害者に対する差別・偏見を助長することになり、さらに治療が強制されることで、精神医療に必須な条件である信頼関係の破壊をもたらすことになる。

このような意味で、私たちはこの法案を認めることは出来ない。

私たちは、5.6集会以降も、廃案に向けて6月23日に集会・デモ(200人)を行ない、7月18日には国会デモ(130人)を行なってきた。秋の臨時国会に向けて、廃案へ向けた闘いを準備しているところである。多くの人達の力で法案廃案へ！10.6集会に参加を！

【資料】6.23決議文

去る3月18日に国会へ上程された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法案」は、5月28日に衆議院本会議において趣旨説明がなされ、法務委員会に付託されました。

この法案は、再び対象行為を行う恐れ、すなわち再犯予測という不可能な要件によって、精神障害者とされたものに対して無期限の強制入院を可能とするものです。なされた行為に対してではなく再犯の恐れを要件として、通常では認められないことも精神障害者には許されるこの処分は、予防拘禁であり、精神障害者を社会的に隔離、抹殺する「保安処分」そのものです。厚生労働大臣坂口は、オクスフォード精神医学教科書を歪曲して、再犯予測は可能と偽りの答弁をしました。また、5月30日に日本共産党は「重大な罪を犯した精神障害者の処遇の問題で、国民が納得できる道理ある制度を」という声明を出し、再犯予測は可能とこれに唱和する態度を示したばかりではなく、社会防衛的な

観点からの提案を行いました。何れも白を黒と言いくるめるものであり、決して許すことは出来ません。

法案では、犯罪事実の認定は憲法に保障された適正手続きすら保証されておらず、極めてずさんなものであり到底容認できるものではなく、結果としてやってもいない行為をやったことにされ、冤罪の温床となる危険性が強いものです。また将来の行為を予測できるという科学的根拠はないと専門家も主張している中で、その不可能な予測を前提にした強制入院処分を法律で定めることは、紛れもない人権侵害です。同様に再び「対象行為を行う恐れ」という予測不可能な要件がないことを証明できなければ退院も認められないことになるなら、不定期拘禁になる可能性が高いことになります。

現在ですら、病状がよくなっているのに、生活環境や福祉制度の貧困ゆえに、退院が出来ずに精神病院で暮らしている人々が多いという、国際的にも恥ずかしい日本の状況は周知の事実です。今国がなすべき最大の責務は自らが作り出してきた劣悪な精神科医療を抜本的に変えることであるはずで、この法案は「精神障害者は危険」という差別・偏見を煽り、今でも差別されながら地域で暮らす精神障害者をさらに苦境に追い込むことになり、また精神科医療そのものが変質し精神障害者をはじめとして民衆への治安管理が一挙に強化されることになり、私たちはこの法案を推し進めた人々を断固として糾弾します。また、私達はこの法案に反対して、全国各地で行動を起こしている病者、労働者、民衆と共に大きなうねりを作り出し、廃案を目指して闘い抜く決意です。

以上決議します。

2002年6月23日

予防拘禁法案を廃案へ！ 6.23集会参加者一同

「インクルージョン」と「教育改革」の現在と問題 - 「学校教育法施行令の一部改正」批判 -

篠原 睦治(和光大学)

はじめに

文部科学省は、「(盲者等の)就学基準と就学手続」を見直した「学校教育法施行令の一部改正」を今年(2002年)4月に公布し、9月に施行している。それに伴って、5月には、「障害のある児童生徒の就学について」という通知を、同省初等中等教育局長名で出している。また、それに先んじて、3月には、「学校保健法施行規則の一部を改正する省令」を出して、「就学時の健康診断」関連の「改正」を行っている。

この一連の動きにどのような問題があるのかについては、本論でも、追いつ追いつに明らかにするが、すでに、昨秋(2001年)以来、「障害児を普通学校へ・全国連絡会」や「どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会」など、全国各地の「共生・共学」を願い主張する運動が、自分たちの運動に対する弾圧として抗議し、この問題に取り組んでいる(1)。

社会臨床学会は、第10回総会(2002年7月)のシンポジウム「学校の再編成と向き合う一子どもの再配置・学校の危機管理・教員の管理強化」で、発題者、木村俊彦さん(埼玉県新座市・キャベツの会)から、ここに関わる問題提起を受けたばかりである。

時間の関係で、本誌上での当該報告は次号になるが、本論は、上記の各地の運動に問いかけられ励まされながら、筆者が子供問題研究会機関紙『ゆきわたり』ですでに書き記してきたことを土台に(1)、木村さんの発題や新しい情報を加味して、書き記したものである。

就学基準の見直しと適応性の強調

さて、学校教育法施行令の「一部改正」では、「就学基準の見直し」と「就学手続の見直し」が行われているが、まず、前者について紹介する。同施行令第22条の3で規定する盲・ろう・養護学校(以下、特殊学校)に就学すべき児童・生徒の障害の程度に関する基準を「見直し」しているのだが、従来は、矯正視力0.1未満の者を一律に「盲者」としたが、今回は、「両眼の視力がおおむね0.3未満又は視力以外の視機能障害が高度で、拡大鏡等を使用しても文字等を認識することが不可能又は著しく困難な程度」の者を「盲者」と規定した。そして、盲学校に就学することになる。

従来は、両耳の聴力レベルが100デシベル以上の者を一律に「ろう者」としたが、今回は、「両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等を使用しても、通常の話し声を理解することが不可能又は著しく困難な程度」の者を「ろう者」とした。そして、ろう学校に就学することになる。

さらに、従来は、知的発達の遅滞の程度が中度以上の者が、それが軽度でも、社会的適応性が特に乏しい者を「知的障害者」としたが、今回は、「知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度」の者が、「その程度に至らないが、社会生活への適応が著しく困難」の者を「知的障害者」と規定した。そして、養護学校に就学することになる。以下、「肢体不自由者」と「病弱者」の規定が続くが、ここでは省略する。

既に見たように、今回ののは、「盲者」に関しては「拡大鏡等の使用」、「ろう者」に関しては「補聴器等の使用」が言及されている。ただし、「知的障害者」に関しては、それに類する言及が見られない。このことについては、追って述べる。

なお、(学校保健法施行規則で規定されていた)就

学時検診において施行しなければならないとされていた、「知的障害の発見」のための「標準化された知能検査法」は、最近(2002年3月)改定されて、「適切な検査」になっている。

マスコミは、一時、このことを「IQ測定以外も承認」(『中日新聞』02.2.22)など評価したが、むしろ、ここは、障害の種類や程度に応じて、「知能検査法」を含む「適切な検査」を施行しなくてはならないと読むべきである。つまり、(後述するが)特殊教育の対象として「学習障害(LD)」、「注意欠陥/多動性障害(ADHD)」、「高機能自閉症」などが注目されている事態で、「知能検査法」だけでは、不十分であると言っているのである。

事実、本論冒頭で紹介した「通知」(2002年5月)では、「知的障害の判断にあたっての留意事項」において「標準化された知能検査等の知的機能の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと」とある。

本人の知的能力、社会適応能力、教育・発達に必要な環境という三条件の「総合的判断」のなかで、確かに「標準化された知能検査」は一部分になっているが、それにしても、筆頭、必須項目になっていることに留意しなくてはならない。

就学手続の見直しと「就学認定者」という新語

次に、「就学手続の見直し」の内容を紹介するが、ここでは、「(特殊学校への)就学基準に該当する児童生徒で市町村の教育委員会が小・中学校において適切な教育を受けることができる特別な事情があると認める者(「認定就学者」)」に着目している。

このような者に関して、市区町村教育委員会は、従来、まずは特殊学校への就学義務手続上、都道府県教育委員会へ通知する必要があったのに対して、その必要がなくなり、そのまま当該市区町村の小・中学校に就学させることとした。

さらに、「就学手続の見直し」では、市区町村設置の

就学指導委員会の位置づけを明確にしつつ、そこでは教育学・医学・心理学などの専門家の意見を聴取しなくてはならないとしている。

これは、従来通りとも言えるが、特殊学校適当児と「認定就学者」を判別する業務の明記と、市区町村教育委員会における窓口一本化に伴って、市区町村教育委員会における就学手続の機能は、従来以上に大きくなっている。

後述するが、昨年(2001年)の後半に入って、この施行令の「一部改正」の動きは、70年代以降、「共生・共学」を願い主張して、養護学校義務化(1979年)など分離教育に反対してきた側のキャッチするところとなり、これに反対する署名運動が各地でくり広げられるとともに、文部科学省交渉が重ねられていった(2)。

文部科学省は、この事態で、年末になって、しかも短い期間の中で、「パブリック・コメント」を求めたことにしたが、そこには、「文部科学省としては、市町村の教育委員会が就学指導にあたって、保護者の意見表明の機会を設けたり、保護者に様々な情報を提供しよう通知等により指導していく予定です。」とある。しかし、「一部改正」では、「専門家の意見の聴取」の再確認はあるが、「親の意見の尊重」という挿入はまったく認められない。「パブリック・コメント」には、「障害児を普通学校へ・全国連絡会」など、多くの人々から「親子の希望の尊重」という要望が寄せられたはずだが、無視されている。

「親の願い」は、「共生・共学」の動きを創ってきた、ひとつの確かな契機になってきたが、同時に、それは、昨今になるにつれて、特殊学校・特殊教育プログラムへの選択という形で分離教育を下から支えてもいる。

筆者は、かくほどに、「親の願い」には幅があり、それは流動的なので、これを「親の学校選択権」などと一括して権利化、固定化してしまうことには批判的である。とって、「一部改正」が期待するように、「専門家の意見の聴取」が優先すればいいと言うものでも決してない。

さて、「認定就学者」のことだが、「普通学校・普通学級就学」の願いは例外的にしか認められないと成文

化されたことになる。さらに言えば、この規定は、普通学校向き障害児とそうでないのに仕分けることを意図している。それにしても、従来は、特殊学校適当児と判定された者の保護者は、当該の学校への就学義務を負っていた。今回も、その線を棄てておらず、それゆえ、その枠の障害児の普通学校への措置は例外としなくてはならず、慎重に扱わざるをえないのである。

文部科学省側から言わせれば、サマランカ宣言(3)など、インクルージョンの国際的な主張に対応する規定だと言いたいようだし、ついでに「共生・共学」を願う人々に対するリップサービスにもなっている。が、結果的に分断になっている。

「認定就学者」の規定はインクルージョン的であるとする考えにはにわかには了解しにくいかもしれないので、それについては後述する。ここでは、それに先んじて、「認定就学者」という考えがどこから生起しているかの本音を探ってみることにする。

「生活能力」の強調と「知的障害児」の囲い込み

筆者の手に、文部科学省特別支援教育課(元特殊教育課)が昨年(2001年)5月に初等中等局各課担当官あてに配布した「盲者等の就学基準の見直しに伴う学校教育法施行令及び学校教育法施行規則の改正について」という文書がある。ここには「取扱注意」と書かれていて、彼らの本音がうかがえるので紹介し批判する。

この「取扱注意」文書を一瞥すると、この文書的前提になる、「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について(最終報告)」(2001年1月、後述)が強調した「ノーマライゼーション」といった言葉はどこにも見あたらず、障害の克服・軽減のための医学・科学技術の進歩と、社会・学校のバリアフリー化ということが、「就学基準の見直し」の理由に挙げられている。

「障害別の基準の見直し」案によると、例えば、「視覚障害」に関して、「補助具の発達により、新たに普通の字を認識できるようになった子ども」については、「視力0.1未満(現行、盲学校対象)であっても、特殊学

級や通級学級の対象となる場合を認める」とある。「聴力障害」に関しては、「補聴器の進歩や早期からの教育的対応により、新たに話声を解する子どもが出てきた」ので、その場合、「聴力100デシベル以上(従来、ろう学校対象)でも特殊学級や通級学級の対象となる場合を認める」となっている。

一方で、「手術の進歩により、視力だけは向上しても、逆に普通の字や図形の認識能力はそれほど変化していない事例が出てきた」が、その場合、「視力0.3以上(従来、場合によっては、特殊学級、通級学級でも可)であっても盲学校や特殊学級の対象となる場合を認める」としている。また、「人工内耳の手術により、聴力だけは向上しても、逆に話声としては十分に解することができない事例も出てきた」ので、その場合、「聴力100デシベル未満(従来、特殊学級、通級学級でも可)であつてもろう学校の対象となる場合を認める」とある。

ここまででも見えてきたことだが、

(1)従来の「盲者、ろう者、知的障害者」は「視覚障害、聴覚障害、知的障害」へと、「障害」そのものに焦点をあてた表現へと変わっている。個々人を障害の種類、程度、そして特徴など、条件を細かくしながら、特殊学校、特殊学級、通級学級へと柔軟に「ふるい分け」するのに都合がいいからである。

(2)ここには、「普通学級」という言葉は見あたらず、障害児は、障害の種類、程度、特徴を問わずに、主として特殊学校、特殊学級、通級学級(この場合、普通学級に在籍)の三種類に限定して、それらのいずれかの枠へ収めようとしている。「特殊学校」と「普通学校」は連携しながら、「特殊教育」で括られていく事態と言わなくてはならない。

(3)従来だと、視力、聴力の程度が基準軸だったが、ここでは、それだけでなく、「普通の」字や図形、そして話声が理解できるかどうかが問題になっている。普通学級に入れる資格者は多くの面で「普通の」学習能力を持っていることがいよいよ強調されていることになる。

とすると、「知的障害児」は、どこへ置かれるのだろうか。この文書では、「知的障害は、医学・科学技術

の進歩で基準を見直すことはしない」と明言している。いまのところ、「知的障害を治す医学・科学技術の進歩」は認められないということだが、こうして、「知的障害児」は従来通り「重度」、「中」、「軽度+特に乏しい社会的適応性」の場合、養護学校に、そして「軽度」の場合、特殊学級に措置されるべきとなる。つまり、「知的障害児」は、普通学級へは言うまでもなく、通級学級へも措置しないと再確認している。

かつて、戦後間もなくから、「知的障害児」の教育措置は、知能指数(IQ)を中心に、IQ25未満は就学猶予・免除、25~50未満は養護学校、50~75は特殊学級へとといった具合に決められていた。しかし、養護学校義務化(1979年)に伴って、就学猶予・免除は法的制度としては残ったが、実態としては急激に減ってきた。重い「知的障害児」も、養護学校(特に訪問教育制度)へと収容されてきたし、そのため、低いIQあるいはIQ測定不能の子どもをさらに細かく測る必要が出てきたのだが、こうして、知能指数では間に合わなくなった。つまり、介助度、自立度、社会適応性の細かい測定が重要になってきた。これが、当時(1978年)、国立特殊教育総合研究所から発表された「精神薄弱者のための発達診断表」である。「発達診断」は、「知能検査」では測定不能となる「重い精神薄弱児」を「教育対象」にする手続上のことなのだが、それは、すべての子どもに対して「能力」にもとづく「分離教育」を義務づけていくための底固めであった(4)。

ところで、今回の「取扱注意」文書では、「生活能力」という言葉が採用されている。そして、ここでは、従来、施行令や初等中等教育局長通達(1978年)で採用されてきたIQ基準は、今後、施行令や通知では規定しないことにし、これらについては、「就学指導資料」で「参考情報」として明記することになっている。

ここで確認しておかなくてはならないことは、IQ基準だけでは確かに分類上の有効性を持たなくなっているけれど、今日まで知能検査に託して測定されてきた「社会適応能力(生活能力)」そのものは、いよいよ、「知的障害児」を普通学級でも通級学級でもなく、特殊学級・養護学校に置く理由として強調されてきているということである。

「取扱注意」文書で示唆された、「施行令「一部改正」の姿勢は、「特殊教育」の場を、特殊学校から普通学校の一部(主として特殊学級と通級学級)へと拡大した印象を与えつつ、「ただし、普通学級へは慎重に」となっている。

普通学校への「本人要件」と「環境要件」

ところで、この「取扱注意」文書によると、本来、特殊学校に就学すべき者であっても、普通学校に就学させることができるように就学手続を見直すとしているが、それはわざわざ「特例措置(その後の「施行令の一部改正」では、「認定就学者」)と呼ばれている。

その手続きは「特例措置」と呼ばれているだけに、「要件」が細かくうるさくなっているが、このたび強調されている「要件」は今まで考えられなかったことで、それらは、「本人要件」および「環境要件」からなっている。

「本人要件」を読むと、・重度の障害を重複している者、・対人関係形成上著しい問題がある者、・普通学校の管理下で安全に過ごせない者ば「特例措置」の対象外としている。「環境要件」としては、「特例措置」実施にあたって、・障害に応じて学習上必要な施設・設備が整っていること、・障害に応じた特別な教材等の提供が可能なこと、・移動等の支援が可能こと等の三つが求められている。そして、それらの前提として「介助員なしに学習や身の回りのことができること」が明記されている。

こうして、この文書によると、「車いすの子どもをバリアフリーの整備された学校に受け入れるのは「適当」、「中度の知的障害の子どもを小学校に受け入れるのは「不適当だが違法ではない」、「介助員を配置して肢体不自由の子どもを受け入れるのはやはり「不適当だが違法ではない」、「日常的に医療的ケアが必要な子どもの受け入れ」が「違法」、「行動障害で対人関係形成上問題がある子どもの受け入れ」は「違法」となる。

つまり、「重度・重複」はダメ、人的援助は行わない、バリアフリーの施設・設備が整っていないとしないといったことが、「特例措置」のための前提条件

となっている。ここでは、70年代以降表現されてきた「どの子ども共に生きる、学ぶ」といった願いと暮らし方は一蹴されている。また、介助員など特別な人的整備をすることで子ども同士の「せめぎあう」関係を邪魔してしまう、子ども同士の関係と自治に託したいし賭けたい、といった問題意識は問題外である。

そして、バリアフリー的発想が絶対化していく分、そうっていない場から「障害児」は断固排除されるという事態が生じてくる。このような事態は、筆者らが思い描いてきた「生身の人間同士の肌身の関係」や「せめぎあう共生」ということなど眼中にない、整序された世界と言わなくてはならない。

また、文部科学省は、「重い知恵遅れ」の子どもも、人工呼吸器を着けた子どもや経管栄養で暮らしている子どもなど「日常的に医療的ケアが必要な子ども」も、「地域の学校」で暮らしているという、幾つもの現実を知った上でのことと思うが、そのことを警戒し抑圧している(5)。

特に、「介助員等の人的な整備」の要求は、「共生・共学」を主張し運動する側からも、各地の教育委員会に出されていることを承知していて、これはできないと改めて再確認したがつている。「介助が必要な障害の程度」は特殊学校であるべきとし、そのような場合を普通学校で認めてしまったならば、二種類の学校の区別がなくなると、この際、改めて「別学制度」の再確認をしたがつている。また、そのような人的整備を各地で公的に認めていくと、全国化しかねないし、その予算措置の要求が国にも及んでくると警戒している。

思うに、後者の「ケチな話」は、その重大性において前者「別学制度」の再確認のことに及ばない。文部科学省は、「障害児」は特殊学校で、「普通児」は普通学校でという大原則を、まずは、この際、確認したがつているのである。

ここで、改めて整理しておきたいのだが、「視覚障害」、「聴覚障害」の者に関しては、「普通の能力(普通学校での学習能力、社会適応能力、生活能力)に向かって「克服・軽減」されるならば、また、「車イスの子ども」に関しては、以上の能力があつて、その上、

その場がバリアフリーになっていれば、普通学校でも可能であると言っている。ということは、「視覚障害」、「聴覚障害」のままであれば従来通り特殊学校でということになるし、「車イスの子ども」に関しては、バリアフリー的施設・設備が必須条件になっているので、それが必ずあるはずの養護学校でということが原則になる。

この文書では、「知的障害」の者に関しては、言うまでもなく養護学校でということが原則である。従来だと、「知的障害」は、「中度以上(重度を含む)」、「軽度+乏しい社会適応性」、「軽度」に分けて、前者ふたつの場合は養護学校で、後者は特殊学級でとなっている。この文書では、二番目の場合に関して、「乏しい社会適応性」が改善されたならば、普通学校(ただし特殊学級)も考えられるとしているが、その改善の場は当然養護学校であるとなり、そこからの転学は「特例措置」であると大仰に意味づけられている。しかも、養護学校での早期教育が期待され、「転学」後も養護学校との連携が強調されている。

市区町村教育委員会の裁量権の強化

もうひとつ、着目しておきたいことがある。この「取扱注意」文書は、従来の施行令では、障害児の保護者は養護学校などへ就学させる義務を負っているのか、それとも普通学校、特殊学校、普通学級、特殊学級のいずれかに就学させれば、その義務を果たしたことになるのか、必ずしもはっきりしていないと、彼ら行政側の気がかりを提示していることである。また、従来のもまだと、市区町村教育委員会は、「心身の故障の程度」に応じて特殊学校に自動的に決定できないとも指摘している。

そこで、この文書は、障害児の親には、当該の子どもをどこへでもではなく、ただ特殊学校へ就学させる義務がもともとあり、市区町村教育委員会は、その分、就学先決定に裁量権があるという論理を示したがつている。そのため、「児童生徒等をその状態に応じた最もふさわしい教育を行うことができる学校」が強調され、そのための「専門的な観点からの判断」が必

要であるとなっている。

特に、この際、文部科学省は、すでに見てきたような「特例措置」を新たに施行令で規定しつつ、その実行主体を明らかにしなくてはならないのだが、この文書では、「特例措置」という恩着せがましい大義名分を加味した「もっともふさわしい教育」を保障する就学先の決定に関しては、市区町村教育委員会がその「裁量権」を持つことになると規定している。つまり、市区町村教育委員会が、教育措置決定の権限をいよいよ集中させて、その業務を一元化しようとしている。

「共に」と「別に」の併存

以上で明らかだが、この文書によると、「障害児」たちは、特殊学校を軸にした多様で細分化された特殊教育プログラムのなかへ、「専門家の判断」と「教育委員会の裁量」のもとで、分断、隔離されていくことになる。振り返ると、この事態は養護学校義務化体制のなかで進行してきたことであり、養護学校義務化体制の再確認であるとも言える。とはいえ、そうとだけはいえないところがありそうである。

今日、多くの親や教師たちは、「共に」を願いながらも、一方で、そこでの「個々のニーズを大切にすること」を求めだしている。また、「障害児・者の社会参加と自立」の主張のなかで「バリアフリー社会」化も進行しているし、そのことを歓迎している。

つまり、私たちは、同じ社会・学校・職場で、健常者も障害者もお互いに迷惑をかけずに、対等に競争しながら、互いの能力や個性を自由に発揮し合おうとする「自由と平等」の主張（ここでは紙面の都合で論じられないが、ADA - 障害を持つアメリカ人のための法律 - の精神(6)）に同意し合っているところがある。この観点からも、この文書を考えて見る必要があると思う。

「21世紀の特殊教育の在り方」と

「取扱注意」文書の関連

実は、「取扱注意」文書は、文部省(現、文部科学省)

に設置された「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が発表した「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について」(最終報告、2001年3月)を受けたものと強調しているが、この「最終報告」では、「ノーマライゼーション」(「インクルージョン」とほぼ同義(7))、「障害の重度・重複化・多様化」、「教育の地方分権化」の三つが、これからの特殊教育の在り方を考える際のポイントとして挙げられている。

「取扱注意」文書は、あとの二つに関わって明記しているが、「障害の重度・重複化・多様化」に関して言えば、これらは、(すでに見たように)特殊学校、せいぜい特殊学級で対応するとなっている。

なお、「協力者会議」の「最終報告」は、「学習障害(LD)児」「注意欠陥/多動性障害(ADHD)児」「高機能自閉症児」について言及しているが、彼らは「通級学級」となっている。つまり、このような「障害の多様化」に関わっての「教育的対応」を提言しているのだが、彼らは「知的障害」でないことと共通に強調されている(8)。加えて、例えば「高機能自閉症児」は「知的障害の伴わない自閉症児」と規定されつつ、さらに「心因性の情緒障害児」とも異なるとして、彼らのためには、「知的障害」および「心因性情緒障害」それぞれの特殊学級とは異なる、通級学級を別に設置する必要があると指摘している。

「多様化」とはこのような事態を指すのだが、それは、「障害児」たちが幾つもの枠のなかへいよいよ階層化されつつ、細分化、分断されていく事態と言わなくてはならない。

最後の「教育の地方分権化」ということについては、「取扱注意」文書ですで見えたが、すべての障害児は、市区町村教育委員会の裁量権のもとで一括されて、就学先が決定されることになっている。

ところで、「最終報告」が一つの基本的考え方として強調した「ノーマライゼーション」は、「取扱注意」文書ではどのように意識されているだろうか。この文書には、「ノーマライゼーション」も「インクルージョン」も登場してこないし、一見、そのような考え方からは逆行しているようにも思えるし、したがって、「最終報

告」の「基本的な考え方」を受け継いでいないと言えるのかもしれない。しかし、筆者は、「インクルージョン」という考え方を軸につながっていると考える。

まず、「一人一人のニーズに応じた教育」の姿勢は、「取扱注意」文書にも表現されている。また、普通学校と特殊学校を特殊学級や通級学級を橋渡しにしながら、つなごうとしていることでも、これら二つの文書は共通している。そして、「最終報告」における「地域の特殊教育のセンターとしての特殊学校」の役割について、「取扱注意」文書では文書の性格上触れていないが、特殊学校と普通学校がここでもつながっているという意味でいえば、両文書の姿勢は決して矛盾していない。

「インクルージョン」とは、「普通児」も「障害児」も、すべての子どもたちのために、特殊学校と普通学校を分けつつないで、しかも、それらの教育プログラムを多様化、階層化(そして個性化)することなのである。普通教育の特殊教育化、特殊教育の普通教育への包摂(インクルージョン)と言ってよいのだと思う。それゆえ、私たちは、「取扱注意」文書に託された「学校教育法施行令の一部改正」の本音を「インクルージョン」に反すると批判してはならない。「インクルージョン」的だからこそ批判しなくてはならない。

エリート教育の補完施策としての特殊教育

それにしても、「取扱注意」文書も「最終報告」も、「一人一人のニーズに応じた教育」を強調するが、もう少し、普通学校や普通学級への言及にふくらみがあったら、やはり「インクルージョン」の内であると思うが、そのようなふくらみは驚くほどに認められない。なぜなのだろうか。

そのために、「最終報告」の直前に、当時の森総理大臣に提出された「教育改革国民会議報告 - 教育を変える17の提案」(2000年12月)を見ておく必要がある。ここでは、「人間性豊かな日本人を育成する」および「新しい時代に新しい学校づくりを」という二つの柱に挟まれて、「一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する」という柱が立てられている。

そこには「一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する」という小見出しがあって、就学年齢を学校と親の判断で5才~7才の幅で弾力化する、習熟度別学習を推進する、高校では学習達成度試験を年数回行う、中高一貫教育を推進する、大学への飛び入学ができるようにする、といった才能教育、エリート教育、「21世紀日本の構想」懇談会報告 - 2000年1月 - の用語を使えば(9)「フロンティアの育成」の推進が具体的にしかも堂々と謳いあげられている。

一方で、「国民会議報告」では、「問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない」という項目が、「人間性豊かな日本人を育成する」の柱のなかに挙げられていて、そこでは「問題を起こす子どもによって、そうでない子どもたちの教育が乱されないようにする」、「教育委員会や学校は、問題を起こす子どもに対して出席停止など適切な措置をとるとともに、それらの子どもの教育について十分な方策をとる」となっている。エリート教育の邪魔をしたら処罰するという強硬な姿勢とともに、彼らに対する「十分な対策(例えば、カウンセリングとか特殊教育)をしなくてはならないと打ち出しているのだ。

この文脈を押さえながら、「取扱注意」文書に示された「社会適応主義的で安全管理主義な」障害児「観とその教育の確認、また、普通学校にいる場合、障害児はバリアフリー的環境に囲われてほしいという健康者側の要求などを思い起こすとき、この文書に託された「施行令の一部改正」の意図は、「エリート教育」の展開を主眼とする、これからの普通教育の在り方に媚びた姿勢であり、そこに使命を感じた、障害児を排除する水際作戦のようにも思われてくる。

「学校の再編成」を下支えする私たちの課題

私たちは「上」ばかりを批判している訳にはいかない。というのは、いま、「教育改革」のなかでメニュー化され実施されつつある「校区制の解体」、「親の学校選択権」、「個々のニーズを大切にされた教育」、「教育プログラムの多様化と選択の自由」などは、もともと「下」からの「教育改革」運動によって主張されてきたも

のである。

そして、それらは、いまや、親子など、保護者と被教育者の「自己決定と自己責任」という手中に委ねられつつある(10)。

いま、これらが実現することで、「できる」子と「できない」子、「問題のない」子と「問題のある」子、そして健常児と障害児が、いよいよ細かく分断、管理されていくことに気づかなくてはならない。そんな「教育改革」へ、私たちが「自己決定と自己責任」を求められつつ参画していくとすれば愚かなことと言わなくてはならない。

自己に完結して「決定」と「責任」を負うことは、「上」の意向を下支えすることになるし、それが出来ると思うのは無理というものである。

註および、引用・参考文献

(1)子供問題研究会機関紙『ゆきわたり』325号(2001年10月)～334号(2002年7月)で、この動きとその批判を扱ってきたが、325号で初めて、「どの子ども地域の公立高校へ埼玉連絡会」など、埼玉の「共生・共学」運動から、『21世紀の特殊教育』へと生き残りを賭けた政令改定を批判する」という呼びかけを受けた。以後、「たかが学校教育法施行令改正」、されど一大事!』(篠原)他(326号)、「特定して緩和する、それはさらなる分離!』(北村小夜)他(327号)、「ようやく出された改正案について」(山口正和、328号)、『学校教育法施行令改訂問題』について(猪瀬良一、330号)、「教育改革は進む」(能登睦美)他(331号)、「なぜろう学校か、なぜ地域の学校か」(福井英子)他、332号)、『学校教育法施行令の一部改正』批判(その1)』(篠原、333号)、「同(その2)』(篠原、334号)などを掲載してきた。なお、同研究会第27回春の討論集会(2002年3月)は、この問題と関わって、発題と討論「それでも『地域の学校・共生の学校』を探る - 『教育改革』と『インクルージョン』に抗して」を行っている。『ゆきわたり』や当該記事をお読みにになりたい方は、同研究会事務局(電話03-3824-3306、ファックス03-3824-3307)に問い合わせてください。

(2)「共生・共学」の願いと運動は、70年代前半、親子が特殊学級を拒否して、地域の普通学級に入っていくことから始まる。「養護学校義務化」(1979年)への動きは、「共生・共学」を抑止するものとして立ち現れたので、この運動は、「義務化」反対運動として全国化する。80年代以降、昨今になるに連れて、欧米の「インテグレーション(統合教育)」や「インクルージョン(包摂教育)」の影響もあり、「共生・共学」は理念化されつつ、そのシステム化が探られるようになる。筆者は、「地域で共に暮らす」場としての「地域の学校」における「せめぎあう共生」の現実を願い描いてきただけに、このような今日的動きに批判的である。70年代半ばの子供問題研究会三部作(発行・明治図書)に『俺、「普通」に生きたい』(同会編、1974年11月)、『続・俺、「普通」に行きたい』(同会編、1976年8月)、『障害児 観再考 - 「教育=共育」試論』(篠原、1976年9月)がある。

(3)サマランカ宣言は、スペインのサマランカで1994年6月に開催された「特別ニーズ教育世界会議」で出された。この宣言内容と日教組活動に関わる者たちのコメントは、『共育への道 - 「サマランカ宣言」を読む』(監修 嶺井正也、アドバンテージサーバー、1998年1月)で読むことができる。

(4)日本の戦後特殊教育における判定の歴史と論理については、拙論「判定の歴史と論理 - その批判的検討」(日本臨床心理学会編『戦後特殊教育・その構造と論理の批判 - 共生・共育の原理を求めて』所収、pp.152～271、社会評論社、1980年4月)を参照してほしい。

(5)人工呼吸器をつけた子どもたちが「地域の学校」へ通う記録は、『人工呼吸器をつけた子の親の会バクバクの会10周年記念集会報告』(2000年1月)などで読むことができる。

(6)「障害を持つアメリカ人のための法律(ADA)」批判については、拙論「アメリカ社会における『平等』論 - その限界と矛盾」(『ノーマライゼーション研究 1995年度年報』pp.33～44)、拙著『脳死・臓器移植、何が問題か - 「死ぬ権利」と生命の価値』論を軸に(特に、第五章『障害者の社会参加』と『死ぬ権利』のはざ

まで、の内、第二節「アメリカ障害者法」を生み出した縁の下の力持ち - ある障害者の生きざま、および第四節 アメリカ障害者法と脳死社会(pp. 126 ~ 174、現代書館、2001年11月)などを参照。

- (7) ノーマライゼーションとインクルージョンはほぼ同義としたことについてだが、日教組国民教育文化研究所は、「21世紀の特殊教育の在り方について」(最終報告)に先んじて、1999年度日教組委託研究・障害児教育研究委員会報告書「インクルージョンをめざす教育」(2000年4月)を発表している。そこでは「インクルーシブな社会をめざしつつ」すべての子どもが、独自の性格やニーズを考慮して、教育システムがつくれ、教育プログラムが実施されるべきである」などと主張している。つまり、この報告は、「ノーマライゼーション」を冠した「21世紀の特殊教育の在り方について」と、主張の構造において近似している。
- (8) 篠原「『学習障害児・通級制』を考える」(日教組障害児教育部編『学習資料・「学習障害」を考える』所収、pp.45 ~ 66、1993年3月)を参照。
- (9) 「二一世紀日本の構想」懇談会(座長 河合隼雄)の報告書『日本におけるフロンティアは日本の中にある - 自立と協治で築く新世紀』(講談社、2000年3月)に対する批判については、拙論「『教育の転換』とスクールカウンセラー」(『現代思想』2000年8月、pp. 100 ~ 110)を参照。
- (10) 拙論「『教育改革』のなかの『個性の尊重』と『自己決定』を問う」(小沢牧子編『子どもの心の危機 はほんとうか?』所収、pp.118 ~ 129、2002年7月、教育開発研究所)を参照。

フルーツバスケットの中の癒し

林 延哉

ストーリー

昨年(二〇〇一年)の暮れ、テレビ東京系で二六回に渡って放送されたアニメ『フルーツバスケット』が最終回を迎えた。

原作は『花とゆめ』に連載中の高屋菜月の同名のマンガである。連載開始(1)当初より女子中・高校生を中心に高い人気を維持し続けているという。

大地丙太郎監督の手によるアニメはほぼ忠実に原作のストーリーと台詞を再現しながらも、原作と一線を画する「大地ワールド」を展開している(2)。とりわけ要所を固める大地監督好みの声優とピアノやバイオリンといったアコースティック系の音を中心に仕上げられた音楽が透明で静かな世界を生み出している。

『フルーツバスケット』の何がファンの気持ちを惹きつけたのか。それはおそらく全編にちりばめられた無数の癒しではないかと思う。『フルーツバスケット』は「癒し」系アニメだ。原作のマンガもそうであるが、大地監督は原作以上に「癒し」の部分でデフォルメして描いた。ここでは『フルーツバスケット』の中に投げ込まれた癒しの言葉の幾つかを見ながら、その魅力に触れてみたいと思う。

主人公の本田透(トオル、女性だ)は高校一年生。突然の事故で母を失い父方の祖父の家に身を寄せていたが(父親は透が三歳の時に病死している)祖父が娘夫婦と同居するために家を改築することになり、そのあいだ家を出なければならなくなる。彼女は親友の魚谷ありさ・花鳥咲の二人にもそのことを告げぬまま、とある山の中でひとりテント生活を送っていた。

ある朝、透はテントの近くに一軒の家が建っている

のに気づく。縁台に「日干し」にされていた小さな十二支の置き物につられて庭に入ってしまった彼女は、そこでその家の主・草摩紫呉(シグレ)に出会う。ねずみにだまされて猫が「宴会」に出られず十二支の仲間に入ることができなかったという物語を母から聞いて、「犬年をやめて猫年になる」と泣いたという幼い頃の思い出を透が紫呉に話しているところに、今度は透の同級生の草摩由希(ユキ)が現れる。「学園のプリンス」と二つ名を持つ女子生徒憧れの君である由希は、いとこの紫呉の家に同居していたのだ。実は、透がテントを張った山の一角は草摩家の地所だったのだが、そんなことは透は知らない。「近くに住んでいる」という透の言葉を不審に思う紫呉と由希だったが、あえて深く追求はしなかった。

その夜、外での夕食からの帰り道、由希と紫呉は崖の下にひっそりと立てたテントに入ろうとしている透を見つけてしまう。二人が透を家に招いて事情を聞いている間に、折りからの雨で崖が崩れて透のテントは潰れてしまう。その上、透は生活費を稼ぐための連日の深夜のバイトの疲れがたたって熱を出して寝込んでしまう。結局これをきっかけに、透は紫呉と由希の家に同居する事になる。

同居が決まったその日、突然草摩夾(キョウ)が現れる(彼もまた高校一年生だ)。夾と由希は仲が悪い。夾は由希に空手の仕合を挑みに来たのだ。現れるなり由希に襲いかかろうとする夾を止めようとした透に抱きつかれて、夾は猫に変わってしまう。猫を抱いたまま呆然とする透の頭に天井からの落下物が当たり、倒れそうになる透をとっさに抱きとめようとした由希と紫呉が、今度は鼠と犬になってしまう。

実は草摩の一族には昔から、十二支(十猫)の物の怪に憑かれた子供が生まれるという呪がかかっている

たのだ。物の怪憑きは、体が弱ったり異性に抱きつかれると動物になってしまう。透はこの草摩家の秘密を知ってしまったのだ……。

こんな風に物語は幕をあける。

草摩の秘密を知る「普通の人」である透のことはすでに他の十二支の中でも話題になり、次々に新しい十二支が透の前に現れる。物語はこの草摩の人々と透との関わりを描いていく。十二支の人々はそれぞれに迷いやトラウマを抱えている。透はかれらの言葉を聞き、記憶の中の母の言葉を語り、時には自らの体験を語る。それはまさにカウンセリング場面のように見える。一方でかれらとの関わりは透自身の成長を支えている。作品は毎回異なる問題を提起し、それに展望を与える。現状を肯定的な未来への展望へと意味付け直していく。

また友達になって下さい

由希がまだ幼い頃、一緒に遊んでいた子供達の目の前で鼠に変わってしまったことがあった。草摩家の当主・慥人(アキト)はやはり十二支の一人はとりに子供達の記憶を消させる。はとりには人の記憶の一部を隠蔽し思い出させなくする力があつた。草摩の秘密を知った何人もの人が同じように「十二支」の記憶を消されてきた。

紫呉が慥人に透のことを報告に行くことを知り、秘密を知った透の記憶はいつものように消されてしまうことになるだろうと思った由希は、そのことを透に話し、詫びる。しかしそんな由希に透は言う。

透 心配してくれてありがとうございます。嬉しいです、すごく。

私、大丈夫です。平気です。御当主に連絡しなくちゃいけないほど重大な秘密を知ってしまったなら、しかたないと思つてますから。

だから、草摩君達が一番安心する方法をとってください……。記憶が消されちゃっ

ても、またお友達になってくださいね。

「鼠に変身する」、そんな人間は変な人間で、そのことを知ったら人は皆自分を避けるようになる。そう小さい頃から思い込まされてきた由希は、透の「またお友達になってくださいね。」の言葉に自分の笑顔を取り戻す。「鼠になってしまう自分」であってもいいのかもしれない、そう由希は思い始める。

人付き合いが下手な俺

紫呉は由希や夾よりも一回り年上で、由希や夾の保護者的な役回りでもある。そして自分の同世代が果たせなかった十二支の呪縛からの解放の可能性を由希や夾やなによりも透に見い出そうともしている。

心ならずも透に悪態をついてしまい自己嫌悪に陥っている夾に紫呉が語る。

夾 無理なんだよ。俺は人と関わって暮らしていくのに向いてないんだ。

紫呉 中にはそういう人もいるけどね。君の場合は単に経験が足りないだけだよ。例えば、君は拳一つでテーブルを割る事ができる。でもその拳を寸止めすることだって出来る。それは己の拳の力配分を自分で測れるからだろ。……人と上手く関わっていくのも同じ事だよ。ただ、その修業は山の中ではなく、人の住む町の中でなくてはだめだ。人と交わり、傷つけたり傷つけられたりしながら人を学び、己自身をも学ばないと、他人を思いやれるような人間にはならないよ。武闘は黒帯でも人づきあいでは白帯の君なんだ。いつか、君を好きだと言ってくれる子を大切に出来るように、今は逃げずに修業を続けなさい。

夾 そんなやつ、居るもんか。

紫呉 居たらどうするんだい？

人付き合いで悩むなどということはそれこそ日常茶

飯事だ。だが日常茶飯事であっても大きなことでもある。人付き合いで悩む若者に向かって、「それは経験が足りないだけだよ」でも、その修業は町の中で人と関わりながら積んでいくしかないんだよ」と語る紫呉の言葉は、夾を通り抜けて視聴者の一人ひとりに届く。

夾も(僕達視聴者も)そんなことは分かっている。分かっていることを、にも関わらず自分のためにあらためて言ってもらおうことが夾の支えになっている。

自己卑下と羨望と

人は誰しも人を羨む、自分を卑下する、嫉妬する。

由希と夾は仲が悪い。それは二人が互いに自己を否定し、相手を羨み、嫉妬しているからだ。由希は言う。

由希 実家にいた頃は、本家に監視された檻の中にいるみたいだった。普通の人に囲まれた普通の生活に憧れた。だから、共学の高校を受けて家を出たんだ。

でも結局俺は檻から出られてない。同じ草摩の者の家にいるし、普通の人とも上手くつき合えない。拒絶してるつもりじゃないけど、やっぱりどこかぎこちないんだ。俺はこんなだから、ひけめや怯えは消えない。

でも夾は違う。人見知りが激しいけど、慣れれば逆に他人を寄せつけるタイプだと思う。十二支の仲間になれなくても自然体で普通の人と向き合える方がいいと、俺は思う。そんなふうに、俺もなりたかった。だからイライラするんだ。自分から草摩に入りたがる夾を見ていると(3)、そこから逃げ出したい俺は、なんなんだろうって。

透 草摩君にも人を寄せつける力があります。沢山の子が好きだって、優しいって言っています。

由希 好かれたいから優しくしてるだけなんだ

よ。仲間に入れて欲しいからお菓子をあげるのと同じさ。自分のために優しくしてるだけなんだ。偽善かもしれない。

透 でも、疑うよりは信じなさいってお母さんが言っていました。人は優しさを持って生まれてこないんだよって。生まれながらに持っているのは、食欲とか物欲とかそういう欲、つまり生きる本能だけなんですって。

優しさは、体が成長するのと同じで、自分の中に育てていく心、良心なんだって。だから人によって形が違うんだって。

母の声(回想) 欲望は誰でも生まれながらに持っているから理解しやすいけど、優しさは個人個人の手作りみたいなもんだから、誤解されたり、偽善だと思われやすいんだよな。

由希は自分を偽善者だと思い、夾のようになれたらと思っている。だが夾もまた由希を羨んでいる。

夾 俺ひとりいなくなったって、由希さえいりゃ事は上手く運ぶだろ。信頼されてるんだ、あいつは。昔っから、頭いいし、要領はいいし、人当たりもいい。まわりは自然にあいつの才能を認めて、敬って。武闘を始めたのだから俺が先なのに、今じゃあいつの方が強いし、……俺だって、成れるもんならなってみてえよ、そんなやつに。

透(独白) どうして、人は誰かを羨ますにはいられないのでしょうか。どうして気づかないのでしょうか、自分自身の素敵なところに。

透(夾に向かって) もしかしたら背中についているのかもしれない。例えば人の素敵というものが、おにぎりの梅干しのようなものとしたら、その梅干しは背中についているのかもしれない。世界中誰の背中にもいるいろいろな形、いろいろな色や味の梅干しがついていて、でも背中についているせいで、せっかくの梅干しが見えないのかもしれない。

れません。

「自分には何も無いよ、真っ白なお米だけだよ」て、そんなことないのに、背中にはちゃんと梅干しがついているのに。誰かをうらやましいと思うのは他人の背中の梅干しなら見えるからなのかもしれませんね。私にも見えます、ちゃんと見えてます。夾くんの背中にある立派な梅干し、草摩くんは素敵です、夾くんは素敵です。

互いに相手を羨みながら相手を拒否している由希と夾。「透は透らしく」という亡き母の言葉のままに透は相手を羨むのではなくそれぞれに「素敵」を見つけ出していく(4)。

互いに自分を否定しながら相手を羨みあう二人に透が見せるのは「自分を好きになる」という自己啓発セミナー的な言葉で表せてしまうことかもしれない。けれども「俺は俺が好きだあー！」と叫んでも空しいことを『フルーツバスケット』はよく分かっている。

いじめ

杞紗(キサ)は中学に入学してまもなくいじめられるようになった。きっかけは黄色の髪。それが生まれつきで仕方がないのだと説明すると、次にはクラス中が彼女を無視するようになった。無視しながら杞紗が何か言うとクスクスと笑う。無視され何かを口にすると笑われる。杞紗は学校へ行けなくなり、言葉を失う。そしてとうとう家も出てしまう。

同じ十二支の一人澁春(はつはる)が虎になってしまっていた杞紗を見つけ紫呉の家に連れていく。杞紗は、ある出来事から透に心を開くようになる。紫呉の家で透にべったりくっついて過ごす杞紗。そこに杞紗の担任から手紙が届く。

紫呉の家の縁側。担任からの手紙を杞紗が読んでいる。傍らには澁春と由希。澁春が手紙を取り上げ読み始める。

澁春 なんだった？

(杞紗の担任の手紙を読む)草摩さん、元気ですか。そろそろ学校に来ませんか。クラスのみんなも草摩さんが来るのを待っています。先生も相談にのりますし、もっと積極的に輪の中に入りましょう。そして、何より大切なことは、草摩さんが自分を好きになることです。自分のいいところをみつけて自分を好きになることです。だって、自分を嫌っている人間を、他人が好きになってくれるはずないでしょう。」

へっ。ほんとに反吐だった。

由希 自分を好きになるって、どういうことなんだろう。いいところって、どうやって探すものなんだろう。嫌いなところしか分からない。分からないから嫌いなのに。

そうじゃなくて……そうじゃない。そういうことじゃなくて、誰かに好きだって言ってもらえて、はじめて自分を好きになれるんじゃないかな。誰かに受け入れてもらえて、はじめて、自分を少し許せそうな、好きになれそうな気がしてくると思うんだ。

杞紗 (透の姿が思い浮かぶ。「大好きです！」と杞紗を抱きしめる透の音が浮かぶ。)

由希 杞紗。オレ達は杞紗が大好きだよ。だけど、それしかできない。オレ達には、杞紗を好きでいることしかできないんだ。

杞紗 ……うん。

こうして杞紗は言葉を取り戻す。いじめられて黙然になってしまった杞紗に、担任は「自分を好きになれ」と手紙をよこす。いじめられて学校に行けなくなってしまうような自分を好きになるなんて出来ない。自分を好きになるということは、自分で自分を好きになるということではなく、誰かに好きだっていってもらえる自分を好きになるということなのだ。誰かがいてはじめて自分を好きになることもできる。彼女にしてやれることはただ好きでいてあげることだけ。杞紗は透や由希や澁春の自分を好きでいてくれる気持ちによう

やく自分を許すことが出来た。

自分の生まれてきた訳は

「自分はなんで生まれてきたんだろう」「自分が存在する理由なんてあるのだろうか」。今も昔も変わることなく僕達を捕える疑問。『フルーツバスケット』もこの問いに無縁ではられない。

申の物の怪憑きの草摩利津(リツ)彼はいつも女装している。その方が落ち着くからだ。十二支の多くは何かしら秀でているところがある。勉強が出来たり腕っぷしが強かったりする。しかし利津には特別すぐれたところはない。草摩の一族の中で利津の「普通さ」は、利津が幼い頃から折々に取り沙汰された。その度両親は一族の者に詫びる毎日だった。利津はそんな両親の背中を見て育った。自分には何もとりえがない、自分の存在は両親を悲しませる、利津はそう思って育った。女装をしているといくらか気持ちが落ち着くのだが、それはなおさら草摩の一族の嫌気を持った。

そんな利津がある日紫呉の家を訪ねてくる。透に会うためだった。

利津 こんな私は、一体何のためにこの世に生を受けたというのでしょうか。そうです、私は何の役にも立たないのに、生に対しては人一倍図太いのです。そんな自分が腹立たしい。いっそ、いっそ私のような人間は世をはかなむべき存在なのかもしれないのに。そんな根性すらありません。

透 そんなもの、いりません! そんな根性なくていいですよ、だって人は生きてるから、生きてるからこそ、そうやって泣いたり悩んだり喜んだり.....この世に生まれたわけだって.....。

利津 私は一体なんのために.....この世に.....。

(回想シーン、透と透の母・今日子。)

今日子 よかった。透を生んで、本当によかった。

透がいるから私、毎日笑って生きてける

わ。

透 じゃあ私はお母さんに会うために生まれてきたんですよ。

今日子 だったら嬉しいなあ。

利津 私なんかいない方がよかったのかもしれない。私がこうして生まれた訳も、きっとないのだから。たとえあると信じていても、なくしてしまうことだって。.....それなのに生き続けている自分はほんとに図太いというか.....。

透 見つけ出そうとしているのですよ、生まれた訳を。自分の力で。だって、だって本当は、初めから理由をもって生まれてくる人なんて、いないかもしれないって思うから。みんな、みんな、自分で見つけていかなきゃいけないものかもしれないって、思うから。生まれた理由、そこにいてもいい理由、存在理由、みんな、自分で見つけていくものかもしれないって、思うから。たとえば夢や仕事や人の中に。

自分で見つける訳は曖昧で不確かかもしれないけれど、なくしてしまうこともあるけれど、それでもやっぱり訳が欲しいです、生きてるかぎり、私も。そしてできることなら私は、人の中に、誰かの中にそれを見つきたいです。誰かのために生きられるような自分に、そう思ってもいいよって言ってもらえるように。めげそうになる時もありますが、がんばっていたりします。だから、だからいいんですよ、図太くたって。だって、図太く生きてるって、きっとそれはしっかり生きてるっていう証拠だと思うから。

利津 見つけられるかな、こんな私でも、その訳。見つかるといいなあ、いつか私も。そして私も誰かのため、がいいなあ。

初めから訳を持って生まれてくる人なんて居ない、

訳は自分で見出ししていくものなのだ、そしてもしも出来るならば人の中にそれを見つけ出したい、透は自分の気持ちを利津に語る。そんな問いが遠い昔話になってしまっている僕達には当たり前のことかもしれないが、今まさにその問いを抱えている者にとって、自分が生まれてきた訳はどこかに隠されているものではなく自分で作り出すものなのだという答えは新鮮で希望を与えてくれる。

忘れていい思い出なんてひとつもない

草摩紅葉(モミジ)は中学三年生。彼の母は、紅葉を草摩家の誰かの子どもだと思っている。紅葉が自分の子供だという記憶を自ら望んで隠蔽したからだ。

彼女は自分の生んだ子どもを受け入れられなかった。「私の人生の最大の後悔は、あの生き物を自分の身体から出したことよ」。そして遂に、自ら紅葉の記憶を隠蔽してしまうことを望んだ。「パパがその分いっぱいいっぱい愛してあげる」と父は紅葉に母の記憶を消すことの許しを乞う。紅葉のことで病みつづあった母を助けるために紅葉は両親の願いを受け入れる。こうして紅葉は母の記憶の中から消えた。

その紅葉が透に語る。

紅葉 だけど僕は思うんだ。僕はちゃんと思い出を背負って生きていきたいって。例えば、それが悲しい思い出でも、僕を痛めつけるだけの思い出でも、いっそ忘れたいって願いたくなる思い出でも。ちゃんと背負って逃げないでいれば、いつか……いつか、そんな思い出に負けない僕になれるって、信じてるから。信じて、いたいから。忘れていい思い出なんて、ひとつもないって思いたいから。だから、ほんとはママにも忘れて欲しくなかった……ほんとは。だけど、これは僕のワガママだから……秘密だよ。

透 私も、私も信じています。どんな思い出も、ちゃんとこの胸に抱いて信じていきたい。忘れていい思い出なんて、ひとつもな

いって思いたいから。いつか……いつか負けない自分になるように。そしていつか、それすらも越えて、貴い記憶となるように。信じて。

誰にでも忘れてしまいたいと思う記憶がある。例えば、「彼氏に振られた」、そんな記憶だって忘れてしまいたい記憶かもしれない。でも、彼と過ごした時間、楽しいと思った時間、それは確かに存在した。そしてそれを失った、その理由はいろいろだろうけれど、確かに自分がその時間を持ちそして失ったのだ。忘れてしまいたいけれど忘れたくない記憶。そんな思い出のひとつやふたつは誰にでもあるはずだ。その記憶に向けて『フルーツバスケット』は語る。「忘れていい思い出なんてひとつもない」、「いつかそんな思い出に負けない自分になりたい」、「貴い記憶となるように」。

一方で紅葉は、母に自分のことを忘れて欲しくなかったということを願うことは、自分のワガママなのだという。自分と他者との距離の置き方という点でこれは過剰ではないかとすら思うのだが、『フルーツバスケット』全体を通して、個であることと共にあることについて微妙なバランスが描かれている。自分に許されるのは自分のことだけなのだという他者への関与の抑制と、自分の現在と未来を決めるのは自分なのだという自己決定が表裏となってひとつのモチーフなのだが、同時にそうした自分であり続けるためには自分を必要としてくれる誰か・自分を認めてくれる誰か・支え合う誰かが必要なのだというテーマも強く打ち出されている。ふたつは対立するものではなく相互に支え合い必要とし合っている。おそらくそこにはこのドラマの視聴者の望む共生の距離のようなものがあるだろう。

異質との共存

最終回に用意されたエピソードは、隠されていた夾の本当の姿にまつわるものだ。夾は猫憑きだが、猫に変身するだけでなく、もうひとつの姿を持っている。身体が醜く折れ曲がり吐き気をおこさせる腐臭を

発する異形の姿である。猫憑きは、単に「十二支」ではないからだけではなく、この姿のためにも草摩の中で忌まれていた。

夾の母は、「愛している」「かわいい」「怖くなんかないわ」と繰り返して告げながら、日に何十回となく異形への変身を抑える数珠を息子がつけていることを確かめ、夾を外へ連れ出すことを拒んだ。そのことは、言葉とは裏腹に母が自分のことを受け入れてもいないし怖れ恥じていることを夾に悟らせた。そして母は自殺した。

身寄りを失った夾は、草摩かずまに引き取られる。かずまの祖父は夾の前の猫憑きであり、他の草摩の人々とともにその祖父を疎み蔑んだ体験の記憶がかずまの負い目にもなっていた。

夾は、自分に新しい世界を見せてくれようとするかずまを父として慕い、しかし猫憑きの自分自身を投げやりに否定し、猫憑きがそのようでなければならぬのは「鼠」のせいなのだと思われ、由希を憎んで、本田透と出会い紫呉の家に同居するようになるまでの日々を送ってきた。

かずまはある日、紫呉の家を訪ねる。既に草摩の間で噂となっていた本田透という人物を自分の目で確かめ、彼女ならば夾の「本当の姿」をも受け入れてくれるのではないかと思う。そして、透の目の前で、夾から封印の数珠を奪う。

最終回の一回前の第二五回で夾の「本当の姿」が描かれる。この回は、夾を拒否しようとする自分とそんな自分を拒否しようとする自分との葛藤の中で、草摩から逃げ出そうとする透と踏み止まろうとする透の迷いの姿が描かれる。

そして最終回。降り続く雨の中に異形の姿で蹲る夾。夾に倒れ込むように歩み寄る透。近づく透に気づき逃げ出そうとする夾。その夾にしがみつ透。

(透、異形の夾の腕を抱いて。)

透 帰りましょう、お家へ。

(吠えながら透を払い飛ばす夾。その夾の腕にしがみつ透。)

透 私は、馬鹿です。本当に何の力もない.....

怖い.....今の夾くんは怖いです。でも.....でも.....これからも一緒に.....一緒に.....過ごしたいんです。

一緒に御飯食べて、一緒に勉強して、一緒に悩んで、私のワガママ聞いて欲しいです、夾くんの弱音も聞かせて欲しい。だから、一緒に過ごしたいんです。

(雨が止む。夾、人の姿に戻っている。)

夾 全てを.....愛してくれなくなっちゃったんだ.....怖がったって。怖がるのは、ほんとの俺をちゃんと見てくれてる証拠だから.....。でも母さんは、愛情って言葉でごまかして見ようとしなかった。俺は、一緒に考えて、悩んで欲しかった。怖がったっていい、醜い姿を愛してくれなくても、それでも一緒に生きていこうって.....。馬鹿みたいだ.....そんなこと誰も、誰も口にはしてくれないって思ってた.....。.....透.....透.....どうしてお前はそうやって、今一番欲しい言葉をくれるんだろう。.....

こうして、夾の「本当の姿」は透の言葉の中で受け止められ、夾は自分の「本当の姿」を受け止める。

「怖い、でも一緒に居たい」。たとえ、今はまだ怖れることなく受け入れることのできないもうひとつの姿を持っていたとしても、これまで夾と過ごしてきた時間を思えば、これからも一緒に時間を過ごしていきたい。ここには異形、異質なものと共存しようとする志向が描かれている。その共存を可能とするのは、にもかかわらず共に過ごせた、という事実である。共存できた事実が、受け入れられない異質な部分をも含んでやはり共存し続けることへの希望を生み出している。共に過ごせたことの事実がこれからも共に過ごせるはずだという希望を生み出している。同じ場所で同じ時を過ごせたことを希望に換えようとする透の言葉がここでの癒しを生み出している。

異質と思えるものとの共存の希望は、やはりどこかしら同じ部分を見出ししていくことから始まらな

い。それは「同化」とか「融和」とかいうことではなく、どこかしら互いに同じだと思える部分を見出していくこと。そのためには同じ場所・同じ時を過ごす必要があるだろうし、同じ場所・同じ時を過ごすことはどこかしらに互いに通じ合える部分がなければできない。

これもまた「心の商品化」なのかもしれないけれど...

木曜日の午後六時三〇分という比較的子どもの時間に、バトルやデュエルがあるわけでもなく魔法や宝探しがあるわけでもなくモンスターやロボットが出てくる訳でもなく、かといって日本一や世界一を目指すヒーローがいる訳でもなく、その上恋愛物でもないアニメーションが放送されていて、そこでは毎回のように誰もが思い当たるような悩みや葛藤にひとつの癒しのモデルが提起されていく。もしもそう呼ぶのなら、これもまた「心の商品化」と呼べるかもしれない。見ようによってはカウンセリング的な関係にも見える風景がアニメの物語として語られる。癒しの風景が「商品」になっている。

テレビの前でその風景を見る。すると見ている僕達もまた癒されるような感じを抱く。アコースティックな音楽に誘われながら心地よいカタルシスを感じる。僕もそのひとりだ。

その風景について、もう少しだけ考えてみたい。

十二支の呪とは何か

『フルーツバスケット』の中の風景をカウンセリング場面に見立てれば、本田透がカウンセラーで十二支の由希や夾がクライアントだ。ただし、透が十二支に癒されるという構図もあるのでピアカウンセリングに近い構図かもしれない。が、多くの場合透がカウンセラーで十二支がクライアントだ。

職業的なカウンセリング場面では、カウンセラーとクライアントの立場ははっきりしている。それは一方がカウンセラーの役割を、他方がクライアントの役割を演じることを双方が合意した上で演じられている場

面だからだ。

しかし日常の生活の中にそのような関係を持ち込むことは難しい。日常の生活は複数の役割関係が輻輳しているのが通常だからだ。『フルーツバスケット』の透と由希や透と夾のような関係は早々に恋愛関係へと変質していくし、そうすれば三人の関係は恋愛上の三角関係になっていく。よくある夜のテレビドラマのような物語だ。

『フルーツバスケット』は微妙にそれを臭わしながらも恋愛臭を避けている。恋愛という関係を避けることで癒し合うという関係が目立つようになっている。癒す関係、癒し合う関係というのはしばしば恋愛とか友情とかいう名前で呼ばれる関係の中でその一部として必要に応じて構成される。だから親友の言葉に癒されたり恋人の抱擁に癒されたりする。だが『フルーツバスケット』では前提となる関係がぼんやりとして、癒し合う関係だけがくっきりと浮き出ている。そのため装置が十二支の呪である。

十二支の呪のために透と由希や透と夾の間で恋愛は発展しない。なにしろ抱き合った瞬間に鼠や猫になってしまうのだから。その瞬間に構図が変わってしまうのだ。かといって彼等の関係がただの友達かと言えばそうではない。透には親友の魚ちゃんと花ちゃんがいるが、彼女達の間関係と透・由希・夾の三人の関係はやはり異なるのだ。とりわけ魚ちゃん、花ちゃんも含めて学校の人々は誰も十二支の呪の事実をしらない。彼女らから見れば、由希や夾は透の恋の対象であってもまったくおかしくない。

というわけで十二支の呪は、職業的なカウンセリング関係が成立しにくい舞台設定の中にそのような関係を成立させるための装置になっている。

少女達の欲望

しかし十二支の呪の役割はそれだけではない。呪は『フルーツバスケット』の読者である少女達の抱擁の欲望、あるいは征服の欲望をも満たしてもいる。

由希は学園のプリンスと呼ばれる美少年だ。透と彼女の二人の親友を除けば、由希とタメ口をきける女の

子は学校にはいない。その由希が突然掌に乗ってしまうような白鼠になってしまうのだ。その鼠を愛おしそうに透は抱く。夾は一時代も二時代も前の硬派の学生そのままのバンカラな奴なのだが、それが腕で抱きかかえられるほどの猫になってしまう。透はその猫を胸に抱き頼ずりをする。影のあるクールな二枚目はとりですらタツノオトシゴになって透に抱きかかえられて運ばれてしまうのだ。「ブラック」になると手のつけられない澁春も透が首を抱きしめている間中黒い斑のかわいい牛である。

羨望の対象や畏怖の対象が一旦変身してしまえば愛らしい動物に変身してしまう。そして多くの場合そこには透の抱擁や癒しの言葉が待っている。透に感情移入しながら見ている視聴者にとってそのシーンは羨望や畏怖の対象を我がものとした場面であり、抱擁への欲望の充足なのだ。母性への欲望と呼んでもいいかもしれない。

『フルーツバスケット』の性役割観はかなり「古風」だ。夾は平気で透に「早くメシつくれや」と怒鳴るし、掃除も洗濯も透の仕事だ。透が紫呉の家に住み込む条件がもともと家事をすることなのだからしかたがないといえしかたのないことなのだが、その条件そのものが「古風」だ。由希は不器用でネクタイも結べない。すると透が「私の出番ですね」と由希のネクタイを結んでやる。紫呉の家では、男三人はいつもこたつで透が台所だ。そこにはある世代以上にとってはなじみ深い昭和三〇年代頃の日本の家庭の姿がある。透はそこで母的役回りを演じている。

新しい家族

つまりは十二支の呪は、新しい家族を構成する為に用意されたインセスタブーなのだ。透の癒しはしばしば母の癒しのようなのである。透と十二支の癒しの関係を支えるのは、日常を共に過ごしている時間だ。『フルーツバスケット』の魅力は、その共に過ごす時間を作る為に新しい家族を構成したところだ。何か得たのしれない諦観と目的をもって草摩本家を出て暮らす紫呉、そこにやはり草摩本家を嫌って転がり込んだ由

希、人を学ぶ為にイヤイヤ住まわされることになった夾、そして自ら彼等を新しい家族なのだ決意し自分の血縁の家と決別した透。自らが選んだ者と新しい家族を構成し、そこでの喜びや苦しみを共有し合い、その積み重ねが再び癒しを生み出していく。『フルーツバスケット』は新しい家族選びのドラマであり、透はそこで母の役割を演じる。そのための装置が十二支の呪だったのだ。

NHKで放送されている人気アニメ『だぁだぁだぁ』も偶然一緒に暮らすことになった中学生男女の間に宇宙人の赤ん坊が転がり込んできて疑似親子三人家族が構成される。家は寺で、ちゃぶ台に御飯である。食事の風景は『フルーツバスケット』に似ている。ここでは新しい家族の構成装置として宇宙からの来訪者が使われている。

新しい家族と言えば、結婚という事態そのものが昔も今もそのものだ。「別々に生まれ育った二人が新しい家庭を築く」というのが大方の人々の結婚観だし、事実でもあるだろう。が、『フルーツバスケット』で新たに構成された家族は(そして『だぁだぁだぁ』も同じだが)結婚というものではない。「生まれ育った家族を出て新しい家族を作る」という意味での「新しい家族」がそこで求められたものではなく、「生まれ育った家族」そのものを代替する意味での「新しい家族」がここで求められているのだ。だから『フルーツバスケット』や『だぁだぁだぁ』での「新しい家族」「新しい家庭」は、結婚がそのようにみなされるのと同じ意味での「終局」ではなく、そこから出ていくことが前提とされた家族なのだ。そこから出ていくための家族を作るための血縁に変わる媒介、押しつけられた家族ではなく自らが選びとり作り出す家族のための媒介、それが十二支の呪である。

『フルーツバスケット』の中に僕達が見たのは認め合い支え合える家族の姿だった。それは『フルーツバスケット』の視聴者の若者達の今の家族への諦めと新しい家族への希求の反映なのだろうか。

註

- (1)1998年。
- (2)もちろん、ストーリーの省略や再構成がなされている部分はある。また、最終回には原作にはないオリジナルのストーリーが用意された。原作はまだ連載中である。
- (3)草摩の一族の中で「猫憑き」はある種蔑まれる存在として位置づけられてきた。それには後に明らかになるある理由がある。
- (4)余談だが最近の新聞で『ポリアンナ』が密かなブームだという話を読んだ。ポリアンナのどんな逆境でもよかったと思えることを探そうとする「よかった探し」のゲームが今の人々の気持ちを捉えるらしい。アニメ作品は『愛少女ポリアンナ』(日本アニメーション)、原作の邦訳は角川文庫から出版されている。

人格研究の動向とそれが問いかけるもの(2)

三輪 寿二(茨城大学)

はじめに

前回(雑誌9巻3号)に、特性論的立場において5因子理論が有力になるにつれて、生物学的基盤を求める流れが出て来ていることを述べた。そして、生理的因子と特性論的人格理解の関係を考察していくつかの論点を述べた。また、人格の原因を遡及していく方向は必然的に遺伝的因子との関連に進むことを示唆した。今回は、生理的因子に関しても触れながら、人格の遺伝的因子の研究動向について述べ、それらが意味しているものを考えていく。

1. 規定因から見た人格研究(3) ～生理的因子から遺伝的因子へ

5因子理論の急先鋒であるCostaは、「性格学者の関心は特性の生物学的基盤に関する研究に移行している」と述べている。行動遺伝学の双生児研究において5因子のいずれにも高い遺伝性が認められたことや、NEO-PI-Rの外向性尺度とドーパミン受容体遺伝子との関係を示す実証研究(Ebstein, R.P.ら: 1996、Benjamin, J.L.L.ら: 1996)などもあることから、Costaは、気質と5因子特性を結び付けて、特性を性格の基本的・潜在的次元(=気質)、状況的要因(環境的要因)を性格の表現型とする人格構造を構想している。つまり、人格の根本はすでに生物学的基盤によって決定され、環境的基盤は現象的側面のみに関係するということである。たとえば、「攻撃性」特性があるとすると、ある人の「攻撃性」は生まれて死ぬまでその程度を変えない、しかし、子ども時代の表し方(たとえば、ポコンと友達をぶってしまうという表現)と大人になって

からの表し方(たとえば、皮肉を言うという表現)は違う、ということである。Costaの発想は、すぐれて身体因決定論=遺伝的決定論であるといえるだろう。

ドーパミンではないが、セロトニンの分泌量による人格に対する生理的因子の研究は、アイゼンク理論への適用の方がずっと早かった。前回に触れたが、アイゼンク理論、特に向性の次元(外向性 内向性)に対する生理心理学からのアプローチは数多くあった。彼の仮説の中核である「大脳全体の覚醒水準」を検証する生理学的方法是まさに技術進歩とともにあった。脳の覚醒状態を測定できる生理学的指標と方法が技術進歩とともに展開していったということである。

1950年代では皮膚電気活動や心臓 血管反応(心拍率や血圧など)が用いられた。1960年代に入ると、安静覚醒時における波の周波数やその出現率の高低を調べるようになった。脳波による検証方法の模索である。さらに、1970年代、脳内の電位測定が可能になると、誘発電位による研究が行われた。しかし、それら時代の技術を用いた諸々の実証研究はアイゼンク理論をあるいは支持し、あるいは否定するというように、再現性が低いものであった。それゆえ、実証研究においては確定ができないままであった。

1980年代以降、単に刺激(音などの聴覚刺激やフラッシュなどの視覚刺激)を与えて脳内の誘発電位を測定する研究ではなく、何らかの課題を実行している際の脳内での情報処理や認知活動に対応する事象関連電位を対象とした研究が行えるようになった。これも技術進歩である。より現実場面に近い実験状況で脳内の電位測定を行うことを目的とし、それが可能になったわけだが、逆に、課題を行うために実験による条件統制が難しいという矛盾が生じた。つまり、実験中の電位の高低は、被験者の「持ち前の」性質によって生じ

たのか、課題を与えられたために生じたのが明確には分けがたいのである。皮肉なことに、実証性のための技術進歩によって逆に検証が難しくなったということである。生理学者たちからは、被験者に実験前にNEO-PI-Rを施行して、その矛盾を解こうという提案が出てきてしまうのである。これでは循環論である。

こうして、1990年代、脳局所の活動性を血流量の変化、あるいはブドウ糖代謝の変化として画像化する方法が利用されてきている。この方法が、CTやfMRI(機能的磁気共鳴画像)である。これらは方法論の問題がまだまだ多く、それほど簡単には研究結果の確定には及ばない現状である、という。

つまり、技術進歩がありながらもアイゼンク理論の生理学的研究は結局確定しないということなのである。投石(1998)は、結論的に「残念ながらも再現性が低く矛盾した結果が存在する」と述べ、アイゼンク理論は「仮定が多すぎる。……それら(アイゼンク理論の9つの仮定のうちの3つの仮定を指している：筆者注)は事実であるが、それらがどのようなときに、どれだけの重要性をもっているのか、他のシステム、たとえば神経伝達物質の系とどのように影響し合っているのか、まだわかっていない」としている。そして、性格の生物学的研究には、「仮説検証というよりも、再現性のある事実」を求めようという他の研究スタイルが必要ではないか、と結論している。

要するに、人格の生理的因子を探求しようとするこれまでの試みは、総じて言えば、次のような問題点を抱えている。すなわち、従来の生理的因子確定のための測度は時代によって可能になった方法を取り込んだにすぎず、そのなかで、性急に研究者たちが結論を焦り、単発的な研究(たとえば、ひとつの因子だけで現象を因果的に説明するような研究)が行われてきたに過ぎないということである。また、CTやfMRIなどの最新の生理学的方法論でも、事象関連電位研究と同様に、実験状況が引き起こす交互作用を無視できない以上、技術進歩は必ずしも味方とはいえないのである。

こうして、実験室内での変化が起きない(=条件統制が容易な)遺伝子の研究が生理学者たちからも期待されることになる。

2. 規定因から見た人格研究(4)

~ Cloningerの人格理論と臨床

実は、1960年代から始まった生化学的検索が、1980年代には、アイゼンク理論の実証研究に利用され、セロトニン系の作用の高低が向性の次元と関係しているらしいことが指摘されていた(Gale & Edwards, 1986他)。血小板内のセロトニン系(MAO)活性は、遺伝率0.75と遺伝的要因によって影響されており、加齢による変化もない。だから、それは、生理的因子というより遺伝的因子という印象が強いが、これも安定した実証結果が得られてはいない。

人格と遺伝子の関連を直接的に実証しようとする研究は、Ebstein, R.P.ら(1996)およびBenjamin, J.L.L.ら(1996)によって始まった。それらは、ともに、人格と遺伝子多型(単一遺伝子の個人差のことで、粗っぽく言えば、遺伝子それぞれの構造が人によって違うのだということ)の関連を実証した研究であった。これらの研究は、Cloningerの人格理論を検証するために行われた。

Cloningerの人格理論の人格特性(類型水準)のひとつに、「新奇性追求」因子というのがある。これとドーパミンD4受容体(dopamin D4 receptor: 以下、D4DR)を決定する遺伝子多型との関連を調べた研究である。Ebstein, R.P.らは、「新奇性追求」得点の高い者は、D4DRの第3分断部にある対立遺伝子の繰り返し配列の数が有意に多いことを示し、Benjamin, J.L.L.らは、同じD4DRの対立遺伝子の繰り返し配列の長さで「新奇性追求」得点の間に正の相関関係を見いだした。これを皮切りにして、人格と遺伝子多型の関連に関する研究が相次ぎ、セロトニンの遺伝子多型と人格の関連も研究されてきている。

ここで、Cloningerの人格理論とその成り立ちについていくらか説明しておこう。

研究プロセスとしては、臨床的アプローチ(おもに、アルコール依存症などの嗜癖問題のある患者、人格障害と診断された患者への観察)から出発して、人格特性に関する理論的仮説を構成するというもので

あった。そして、それを検証するために独自に質問紙(TCI: Temperment and Character Inventory 1993)を作った。したがって、アイゼンクの研究方法に似ていて、語彙的アプローチから帰納法的に特性を確定していく特性論とは研究スタイルが異なる。あくまで仮説演繹的、仮説検証型の研究方向である。

Cloningerの人格理論は、「7因子の気質 性格モデル」とも呼ばれる。このモデルでは、遺伝的因子による類型水準の特性(=気質特性4因子)と環境によって形成されるそれら(=性格特性3因子)が分けられ、2段階の発達モデルが構想されている。気質特性は幼年期までの発達初期の学習に全概念的バイアスとして影響を与え、性格特性は児童期以降の洞察学習や概念学習に影響を与えると考えられている。

Cloningerは仮説構成段階から、気質特性に対応する生物学的根拠を予想しており、「新奇性追求」と「ドーパミン」、「損害回避」と「セロトニン」、「報酬依存」と「ノルエピネフリン」といった具合に対応させている。そして、性格特性には、「自己志向性」、「協調性」、「自己超越性」があり、それぞれ、自己尊重と自律傾向、自己を他者との関係によって把握する傾向(受容性)熱中性を表現していて、これらが自己概念の発達の形成に関係するものとされている。(注1)

たとえば、これが人格障害に適用されるとき、気質にもとづく特性によって人格障害の下位タイプが想定され、性格にもとづく特性は人格障害の出現性(発症)を規定すると仮定されている。一応、念を押しておくが、この理論が言っているのは、誰でも人格障害になる可能性がある、という意味での遺伝と環境ではない。特定の遺伝的因子と特定の精神障害の因果的な関係である。あからさまに言ってしまうと、ある遺伝的特徴を持つ人は「精神障害発症のおそれ」を持つ人だ、と言っているのである。いよいよ、健全と異常は遺伝的に決定されていく、ということでもある。

上述したことからもうかがえるように、Cloningerは気質特性と性格特性を独立したものと考えているが、特定の気質特性は特定の性格特性の形成を阻害しやすいという、気質が優先される影響があるという研究報告もある。Cloningerは、全面的な遺伝決定論で

はないが、人格に対する影響力(特に、精神障害への影響力)は遺伝的因子に軍配を上げていることになる。しかし、もし、「新しい生物学的要因」が発見されれば、人格障害のタイプ分けなどは根底から覆されることになる。(注2)

Cloningerを取り上げた理由は、特性の根拠を遺伝的因子に遡っているためだけではない。TCIには高い臨床的妥当性があるとされ、臨床的・実践的応用に即して議論できるので、トータルに考えて、彼の人格理論を見ておくことは、遺伝的因子に遡る臨床理論がどこへ行くのかを示すことになるだろうと考えたためでもある。実際、人格障害や嗜癮問題に関して期待されていることは、前回にも触れておいた。

まず、TCIの高い臨床的妥当性について。この質問紙が、人格障害、アルコール依存症などについて臨床的妥当性をもつのはある意味では当然である。なぜなら、彼の理論や質問紙は、そう診断された患者の観察に即して組立てられたものであるからだ。しかし、臨床的妥当性の追究は「ある種の犠牲」を生み出すらしい。富田によれば(2000)、彼の質問紙TCIには項目の因子的妥当性に疑問がかなり残っている。これについて「人格には生理学的根拠こそ必要であり、項目は相関を確認すれば十分だ。因子分析はあまり意味がない」とCloningerが語ったことを富田は報告しつつ、「人格質問紙の因子的妥当性は大原則である」と反論している。筆者には、この意見のくい違いが「科学(者)としての心理学(者)」という名目に潜む象徴的な状況を指示しているように思われてならない。

Cloningerの人格理論は、日本では、『季刊 精神療法』で特集が組まれるほどだが、アメリカの心理学者の間では、あまり人気があるようには見えない。Pervinらの著作においても、彼の理論はわずかに言及されているにすぎない。この評価にはいろいろな理由があるだろうが、心理学者からのCloninger批判の多くは、富田に代表されるような、その質問紙の因子的妥当性に由来しているようだ。こういうくい違いは、因子的妥当性と臨床的妥当性の評価の違いであり、一言で言えば、「純系心理テスト理論家」と「実践 科学者モデルとしての臨床家」のくい違いなのである。こ

こでのくい違いは、科学的手続きがそれ自体において目的化されるか、手段化されるかという意味において、前回は論じた科学主義上の争い以外の論点を含んでいるように見える。少なくとも、Cloningerにおいては、因子分析法の原則を顧慮しないという意味で、心理学的な科学的手続きは手段化されているといえるだろう。

しかし、その手段化は、科学主義そのものの相対化ということではない。それは、上述のCloningerの発言から確実に読み取れるだろう。つまり、帰納法的に進められる心理統計的な因子分析の大原則よりも、生理的根拠が重大であり価値があるということなのである。その意味で、「科学的根拠」とは何か、よりどちらが科学的であるかという、科学性の本物争いと言えるのである。

次に、臨床的・実践的な応用性について論じておこう。CostaやCloningerの人格理論の立場は、遺伝的因子の議論に限局すれば、いずれも単一遺伝子(たとえば、ドーパミン受容体)による人格特性の説明である。この立場に立てば、理論的には、人格傾向や病理的特徴は身体因に因るから、臨床的には、身体因の作用の促進・抑制という方法がすぐに思い浮かぶ。つまり、薬理効果を期待するということである。実際、Cloninger理論の臨床的応用で期待されていることは薬物の効果である。(木島2000 他)

これまでみてきた流れで、遺伝的因子に原因を認めようとする科学主義が何を結果するかがわかってくる。たとえば、Cloningerの人格理論から想像すれば、心理療法やカウンセリングは、以下のような2つのありようが従来にもまして強調されていくだろう。ただし、それら2つは矛盾するわけではない。

ひとつは、障害の発症を抑えることを目的とした「性格特性強化のための心理療法」である。これは、従来の「自我強化」の変種にとどまる。Cloningerの3つの性格特性は実際には社会状況や人間関係などの関係性によって形成されていくものであろうが、その発症を抑えるだけの社会関係や生活での人間関係を誰もがモデルと希望することは難しいだろう。それゆえにこそ、このテーマは、結局、本人の心理的課題として求

められていくことは想像に難くない。

もうひとつは、自分に付与された不変の気質を認識し、受容し、自律していく過程としてのそれである。性格特性として指摘される「協調性(自分と他人に対する受容性を含んでいる)」「自己志向(自律性および自立と関わる)」は、このようなものとして位置づけることもできるだろう。先述したように、Cloninger理論は、「障害発症のおそれ」を持つ人を括り出し、さらに、気質特性は性格特性の形成を特定化するように機能するからである。いつ発症するかかわからないが、その「おそれ」を「孤独に」受容しながら、ときどきの安心剤として心理療法やカウンセリングを利用しなさい、ということでもあろう。

つまり、それらの目的が自己実現ならば、自らの性格特性を強化するべく「内面的 努力をすることを、また、それらの目的が自己知の拡大ならば、私という個体に遺伝的に付与された自分の気質を認識し受容することを、意味しているのである。

もちろん、これらの性質は多かれ少なかれ従来のそれらにも備わっていたものである。しかし、遺伝的因子に遡ることによって、カウンセリングや心理療法は、「科学的」に、関係性から遮断された個体内部への関心に、いよいよ収斂されてゆくのである。もちろん、この関係性の遮断による個人還元主義も、カウンセリングや心理療法の根底的な性質である。それが「科学的な」遺伝研究と生理的研究によって保障されてゆくということにすぎないのかもしれない。あるいは、いよいよ関係性から遮断されてゆく方向性に追いやられていくということかもしれない。しかし、こういう個人還元主義は、人格心理学や臨床心理学にとどまらない、いわば、「人間科学」の「一般的宿命」であり、同時に、その限界であるように筆者には思われなければならない。

3. 遺伝は人格の原因か？

さて、遺伝的因子は人格をどの程度説明するのか、という問題がある。これは、Costa他、一部の人格心理学者たちの主張とも関係する問題であり、本稿の論

点のひとつでもある。Cloninger自身、遺伝的因子と環境的因子の相互作用として人格を理解しているということは既に述べておいたが、Plominの指摘によれば(1994)、現在、「遺伝で説明できる人格というのは40%程度のものである」らしい。こういう研究の流れが出来ると、すぐさま「性格は遺伝に多くを依拠している」と主張されるようになる。たとえば、中込(1996)は、一般読者が手にしやすい岩波新書で、遺伝子研究の栄光を示すかのように、こうした議論を冒頭にもってきている。

ただ、これも人格における遺伝的因子の確定が関わったことである。Cloningerの「新奇性追求」因子とドーパミン受容体遺伝子の関係に対して、それら間には関係がないとする研究(Jonssonら1997, Sullivanら1998)もある。木島(2000)は、これらの反証に対して、標本集団の不均一性を問題にしているが、「科学的心理学」の立場からはそうであっても、理由はそうではないだろう。むしろ、反証を提出したSullivanら(1987)が述べるように、ドーパミン受容体の遺伝子の繰り返し回数といった、単一の測度だけで人格特性との相関を考えることは不十分である、ということなのであろう。もう少し言うと、CostaやCloningerが遺伝的因子と人格特性の関係性を主張する場合、単一遺伝子の生理的影響という枠組みで追究してきたのであるが、実際には、そう単純なものではないということだろう。もちろん、遺伝子科学が進む中でこれらの現状が変わるかもしれない。しかし、現段階の遺伝子研究が示す現実から、木島(2000)も、「遺伝子が単独で単一の生理的過程に対応しているわけではないだろう」と述べざるを得ないのである。実際、ほとんどの遺伝子研究者は、行動に関わる現象が単一遺伝子によって一義的に決定されるというような因果関係に対しては関心を示していないようだ。それゆえ、この単一遺伝子と特定の人格特性(ディメンション)の一義的な因果関係はどれも人格心理学者たちの大げさな表現であるようにも思われるのである。

ここでもやはり、生理的因子の追究の時と同じ課題が残されている、と考えることができるだろう。遺伝子もまた「どのようなときに、どんなふうにある遺伝

子のある特徴が強く働くのか、他の系との相互関係などのシステム的な問題はないのか」ということなのである。

いずれにしても、遺伝的因子の人格に対する影響が限られたものである限り、現状の人格研究における科学主義の追求は、「非科学的神話」の形成に加担する可能性が多分にある、ということである。その功をあせって遺伝的因子を強調することは、大きな危惧が存在するだろう。

このことは前回に論じた科学的臨床心理学の動向と深く関連している。遺伝的因子 生理的因子 環境的因子の全体像がわからないまま、遺伝 人格 疾病(診断) 治療の関係が標準化されるように動けば動くほど、人格研究による「遺伝的ラベリング」、さらには危険人物レッテル作成のための制度的保障となってしまう危険性があるといえるだろう。

40%の遺伝的因子と60%の環境的因子という数字的分別をされても、その相互作用のメカニズムが明確にならない限り、あいかわらず、人格はわからない部分を残し続けるだろう。そして、それでいいのではないかと筆者には思われてならない。

4. 「科学的人格観」と「一貫性論争」

特性論が遺伝的因子の問題に深入りする学史的な経緯として、人格研究における「一貫性論争」がある。この論争を紹介しながら、これまでの動向をまとめておこうと思う。

「一貫性論争」の淵源は、1928年のハーツホーンとメイの調査研究(注3)に対するオールポートの反論(1937)にある。このとき、オールポートは、個人内の行動の一貫性について検討するためには個性記述的な方法が必要であることを主張している。

それ以来、一説によると、アメリカの心理学会のひとつであるAPAの第8部会の主導権争いをめぐって、特性人格心理学者と社会心理学者の間の議論として経過してきたとも言われている。ただ、この論争が頂点に達するのは、1968年のミッシェル.Wの提起であった。それ以降、前回に触れたように、80年代にな

るまで人格心理学の研究速度は落ちこんだ。ミッシェルの提起の骨子は次の3点に要約できる。

(1) 観察された行動からパーソナリティを推測し、今度はその特性で行動を説明するのでは循環論である。

(2) 特性を推測するには観察者側の認知過程が影響するため、特性概念を用いて正確なパーソナリティ記述はできない。

(3) 人の行動は個々の状況に依存するもので、状況を越えた一貫性を保証するものが人間の内部にあるという証拠はない。

というものであった。

この問題提起は、人格は一貫して存在する人間の内部構造と考えるか(従来の人格研究) 与えられた状況に反応しているか(状況論) という論争に発展した。状況論はおもに社会心理学者と学習理論の立場の研究者によって主張されてきた。たとえば、学習理論的には、現在の行動は過去に学習した状況刺激への反応を現在の状況刺激に適用していると考えればよく、内部的な人格の一貫性を想定する必要はない。状況論の論理からすれば、状況を越えて一貫しているように見える行動は、似かよった状況が与えられているからだと考える。つまり、一貫した行動を示す人たちは安定した状況に暮らしているからだということになる。

他方、特性論者は、(1) パーソナリティは個人のユニークさを反映する、(2) パーソナリティは持続的で安定している、(3) パーソナリティやその行動としての表出は個人の内にある力あるいは傾性によって決定される、として、内部的な人格の一貫性を主張してきた。したがって、「一貫性」には、時間的および状況的な個人内のそれが意味されていることになる。時間に関わる「一貫性」は継時的一貫性と呼ばれ、パーソナリティの個人的特徴が時間が経ってもあまり変化しないということである。状況的な「一貫性」は通状況の一貫性と呼ばれ、異なる状況においても同じ行動パターンを示すということである。

「一貫性論争」は、一方で特性という概念の理論的問題であったとともに方法論的問題についての争いとも

重なってきた。というのは、従来の人格研究は、個人間の差異の検証を持って個人内の差異を明確にしえたと考え、状況要因を誤差として扱ってきたからだ。先述したオールポートの批判は、特性概念の理論的課題とともに、この研究方法にも向けられたものであった。つまり、オールポートの指摘は、人格心理学における特性とは個人内の概念であり、個人間の比較検証はその個人内特性を相殺してしまうことにあった。ところが、個人内の検証は「科学としての心理学」の枠組みからはずれたものであった。

このことは法則定立的研究を目指す「科学的心理学」からの個性記述的研究(たとえば、事例研究など)に対する批判の問題と重なっている。皮肉なことに、従来の臨床心理学の研究手法として重宝されてきた事例研究は、この個性記述の方法を「なぞった」ものであるようにも思われる。(注4)

もっとも、「一貫性論争」は、上述の事例研究的な個性記述的研究とは無縁に進行し、個人内変数をどのように統計的手法に乗せるかという方向に展開した。たとえば、状況論者のミッシェルが攻撃したのは通状況の一貫性であり、継時的一貫性については彼自身も否定していない。だから、ミッシェルは継時的一貫性を保証する人格内部の構成組織を否定するわけではない。

それゆえ、この論争の一応の落ち着き先は、「人と状況の交互作用の方が行動をよりよく説明できる」(ミッシェル1973)と、相互作用論に収束していった。そして、クラーク(1992)によれば、相互作用論は、力動的・連続的な相互作用のプロセスに注目しており、この場合、個人の認知的・動機づけの要因と、状況がその個人に対してもつ心理的な意味との両方を明らかにする組織的な分析が必要であるとされている。

つまり、人格という概念を認知過程に集約させて個人の認知傾向として構想したのである。その認知傾向と環境(状況)の特徴(たとえば、不快状況とか恐怖状況とか)の絡みをみることで行動を捉えようとしたのである。そういう意味での人と状況の相互作用を検討するという論理に収束したということなのである。だから、ミッシェルの方向性にしても「科学的心理学」の

延長線上にあることは明らかだろう。まさに、この「一貫性論争」が『科学的心理学』の争いにある事を彷彿とさせる。それゆえにこそ、人格心理学の動向が指し示すものは、「科学主義の課題」であったと言える。ただ、あえて、付け加えておくと、認知過程(個人の認知的特質)も過去の状況に対する反応(学習)のひとつとして見る立場からすれば、この相互作用論においても、人格の内部の一貫性に対する反論は成立するだろう。

学習理論の立場は、刺激 反応(S-R)を基本として人間の行動を考える。認知傾向という内面過程も、刺激 反応の内面化(S-r-s-R)で捉えることが可能である。それに対して、特性論者たちは、人間の精神過程のなかに操作概念としての特性を持ち込みつつ、それを実体的に仮定する。これらの人間観は一見ぶつかり合うように見える(実際、論争という形でぶつかり合った)のだが、どちらの議論にも共通しているのは、「客観的測定のなかの人間行動」というテーマなのである。

学習理論からの人間像は、刺激(状況) 反応(行動)という可視的な「自然科学的データ」を数量化・測定する「科学的人間観」が基礎にあるし、他方、特性論者たちが主張する人格とは、行動観察や辞書からの言葉検索などを数量的データとして心理統計手法によって得られる操作概念としての「人格」にすぎない。だから、上述したように、特性論者たちの「人格」は、その基盤と根拠を身体因に遡及する方向に流れる。その遡及において、実は、学習理論的な可視性を越えて、「真実の『科学的人間観』」に行き着こうとする。「科学としての心理学」という文脈では、これらの争いには一定の意味があるのかもしれない。しかし、それは、「心理学者にとって意味のある議論」にすぎないのである。

さらに、現在の特性論的人格理解は、その科学性の追求によって普遍性を重視したために、パーソナリティという概念がもつ個人のユニークさという要素は殆んど失われている。NEO-PI-Rにせよ、FFPQにせよ、それらが示す個人差とは5つのディメンションにおける量的差異しか残らない。それは、おそらく、方法論によって定義された「人格」概念の限界なのである

う。なぜなら、方法論によって操作される以上、そこから落ちる現象は存在しないものとして扱われることになる。たとえば、語彙的アプローチで因子分析法のカテゴリー形成に寄与しない「人を表現する形容詞」は排除されてゆく。しかし、人格や性格を表現する「形容詞」として選ばれた言葉ならば、それらがある個人の特徴を示す言葉になる可能性は十分にあるだろう。

こうして、統計的手法にそぐわないものは存在しないものとして葬られてゆく。方法論によって排除された形容詞で、実践的には重要なものもあるだろう。なぜなら、実践性とは、普遍的に集められた最大公約数の特性因子によって左右されるだけでなく、個別を表現する特殊な要因によっても大きく影響を被ることは想像に難くないからだ。この点も、最近の人格研究の動向に対して、臨床的応用の見地からは考えておくべきことなのだろうと思う。

5. 人格、科学そして社会、文化、歴史

本稿の課題のひとつは、「科学としての人格研究」の動向を見定めることにあった、といえる。これまで追いかけてきた議論には二つの流れが見えてくる。ひとつは、個人内の連続性をそれ自体として追及するというものである。この流れに人格の遺伝的因子の追及があったともいえるだろう。人格研究が生物学的な基盤に根源を見る方向性は、関係性を捨象し個人として切り取られた人間を研究するほうが『科学的手続き』に乗りやすいという背景をもっているからなのであろう。しかし、生理的因子の探求がそうであったように、遺伝的因子の問題も「どういう場合に、その因子がどのような全体像の中で重要性を帯びてくるか」には追求の手がどこまで伸びるかは疑わしい。

そして、もうひとつは、個人内の連続性ととも環境による影響を誤差と見ない方向である。認知傾向と状況の相互作用を検証する立場がこれにあたる。しかし、これにしても、状況とか環境をどこまで『科学的手続き』にのせられるかという課題が存在している。おそらく、環境の科学的手続き化は至難のわざであろう。特定の認知傾向の立証も、それ自体が何らかの環

境の中で行われるし、特定の環境分類というものも何らかの認知傾向の中で行われるのだから、その循環から逃れることはできない。つまり、「人格」も「環境」も分類し「科学化」しようとするほど、より解けない糸に入り込んでいくだろう。

そして、最後に、特性論的人格理解の動向に関してもう一点述べておく。辻は、「特性は個人の内面や目標、他者や社会、あるいは文化や歴史などとの関係を捨象し、単純に行動傾向のみを問題にする概念であり、抽象化のレベルが極限にまで進められている。……それゆえ、特性のレベルでは、いくら精密かつ包括的な記述をしても、その人のパーソナリティの深いところまではわからず、共感的な理解はできない。……当人にとっても特性は自己の人生と直接には関係がないように感じられる。特性論的な理解の限界はここにある」と述べている。

しかし、重要な点は、この特性論が遺伝的因子と結びついても、遺伝的因子は、先見的な心理学的解釈枠組みによって、たとえば、適応、不適応、正常、異常などのあらかじめ意味づけられたものによって、探索されているにすぎないのである。決して逆ではないし、逆はありえない。それゆえ、特性論的人格理解がどれだけ生物学的根拠をもって、辻の主張に見え隠れするような人格特性の「科学的・中立的」位相に人格研究は位置していないのである。その意味で、人間の行動や心理が他との関係から捨象されて取り上げられるとしても、適応とか異常という判断は常にすでに社会関係のなかで規定されている事柄なのである。

私たちは、科学の中立性や真実性の以前に、すでに、社会的枠組みやその価値基準にもとづいて事柄を判断してしまっているのである。その判断に、科学的手続きが後から貼り付けられてくるのである。そして、その社会的枠組みや価値基準は、歴史やら、国家やら、そのときどきの社会状況やら、という文脈と交錯していくなかでつくられていくものである。それゆえ、「人格」は、詰めていけばいくほど、個人ではなく、社会、文化、歴史などの総体との関係においてつむぎ出されてくることを確認しておきたい。そうした視点を欠くとき、本稿で述べたような人格研究の動向

が闊歩することになることを自覚しておきたい。

註

1. 本文で述べなかった4つめの気質特性は「固執」と呼ばれている。Cloninger理論は本文中に記した気質3特性のみの構想から始まった。彼の質問紙の因子分析からこの第4の特性が分離されたが、それに対応する生物学的基盤は発見されていない。Cloningerも結局、因子分析に挑んだわけだが、結果的にはこの帰納法的統計手法によって生理学的根拠をもたない因子が「発見」されたことは、彼の研究スタイルから言っても、心理学者が納得する「科学的心理学」ということから考えても、皮肉な結果であると言えるだろう。また、気質特性について簡単に説明すると、「新奇性追求」は神経行動の活性化と関係し探索行動や摂食行動に、「損害回避」は行動の制止に関係し受動的回避や反応の消去に、「報酬依存」は行動の維持に、それぞれ関係しているとされている。
2. 気質3因子説の頃のCloningerの人格理論は「生物学的社会モデル」とも呼ばれていた。遺伝的因子あるいは生物学的因子の影響によって人格や障害のタイプ分けを行っていたからである。この「生物学的社会モデル」は、特に、アダルトチルドレンの遺伝的要因を重視する論者によって取り上げられた経過がある。
3. ハーツホーンらは、1万人以上の児童を対象にして、盗み、ごまかし、嘘の3つの欺瞞行為を色々な状況設定のなかでどのように生じるかを調べた。子どもの内的性質によるならば、どの状況においても欺瞞行為が行われることになる、ということである。しかし、実験結果は状況を越えて一貫性があるという結論を支持しなかった。以後、この研究は通状況的一貫性(本文参照)を否定する実証的データとしてしばしば引用された。
4. 筆者が事例研究法を評価しているということではもちろんない。事例研究の問題については、日本臨床心理学会改革路線、および社臨のなかで指摘され続けてきたので、ここでは述べない。

文献

- (1) 富田拓也 「TCIの尺度構成と信頼性・妥当性に関する批判的考察」 2000 『季刊 精神科診断学』 11(4) P397 - 408
- (2) 木島伸彦 「Cloningerのパーソナリティ理論の基礎」 2000 『季刊 精神科診断学』11(4) P387 - 396
- (3) Sullivan, P.F. 他 "No Association between Novelty Seeking and the Type4 Dopamine Receptor Gene (DRD4) in two New Zealand Samples" *American Journal of Psychiatry* 1998, 155, 98 - 101
- (4) Jonsson, E.G. 他 "Lack of Evidence for Allelic Association between Personality Traits and the Dopamine D4 Receptor Gene Polymorphisms" *Journal of Psychiatry* 1997, 154, 697 - 699
- (5) C. Robert. Cloninger "A Systematic Method for Clinical Description and Classification of Personality Variants" *Archives of General Psychiatry* 1987, 44, p573 - 588
- (6) C. Robert. Cloninger et al "A Psychobiological Method of Temperament and Character" *Archives of General Psychiatry* 1993, 50, p975 - 990
- (7) B. クラーエ著、堀毛一也編訳 1996 『社会的状況とパーソナリティ』 北大路書房(原著は、Krahe, B. 『Personality and social psychology』1992 London Sage Publication)
- (8) 宮田洋監修・山崎勝男他編 『新生理心理学』第3巻 1998 北大路書房
- (9) 中込弥男 『ヒトの遺伝』 岩波新書 1996 岩波書店
- (10) L. A. Pervin & O. P. John 『PERSONALITY theory and research』2001 John Wiley & Sons
- (11) 辻平治郎編 『5因子性格検査の理論と実際』 1998 北大路書房
- (12) 山下恒男 「最近の知能研究」 2001 社会臨床雑誌第9巻1号
- (13) 投石保広 「性格の生物学的基盤」 1998 宮田洋監修・山崎勝男他編 『新生理心理学 3巻 新しい生理心理学の展望』所収 北大路書房

「映画と本」で考える

小沢牧子著『「心の専門家」はいらない』を読む

南雲 明男(新潟県上越市立城北中学校)

1. カウンセリングへの疑念

本書は、私が漠然と感じてきたカウンセリングへの疑念に、納得できる意味を与えてくれた。筆者の指摘は、現場教師と保護者が問題を考え共有していく上で適切である。

私は心理学に少なからぬ「魅力」を覚えてきた。一方で、学校でのカウンセリング(技法)の導入に欺瞞の体系を直感し、「これは嘘だ!」「なぜ人びとはカウンセリングにはまるのか?」との疑問を抱いてきた。カウンセリングを伝授する講師が、己の栄達を人一倍に欲望する姿を見てきたからである。彼らは、一般教員より少しばかり専門的述語の知識にたけているからいっそう始末が悪く、「救う」という無自覚な「善意」や発想自体がカウンセラーを頼る人々に壁を隠し持っている。

問題なのは、支配の側からのカウンセリング伝授の帰結は何かである。学校の現状(負の側面)の変革・相互関係を捨象するカウンセリングは、いわゆる「問題児・生徒」が学校に自己適応するように柔らかく迫る。それが「すり替えの技術」であっても論理的思考力ではないし、「心」を形成する諸々の要因を隠蔽するものである。これでは新たな支配装置がひとつ増えたに過ぎない。学校には三つの支配的イデオロギーがある。それが「教育の善性イデオロギー」と言われ、日常語で「子どものために……」「教育的配慮を……」「共通理解で……」との発言に見られ、学校・教師の自己保身、責任を免罪する護符となっている。

心理学が支配の側で悪用されてきた事実も見逃すことはできない。一例を挙げれば、アメリカでは水道水の65%ほどにフッ素(産業廃棄物)が添加され、日本で

も関係者の間でフッ素化の是非を巡って抗争がある。

1947年、アメリカでフッ素化実現運動が行われた。このPR作戦の戦術家がフロイトの姪エドワード・バーネイ女史であった。彼女はフロイト心理学をフッ素化のプロパガンダ(組織的宣伝)に応用し、フッ素が毒であることを世間から忘れさせ反対者を狂人とすることに貢献した(『フッ素研究』No.18、28~30p、37p)。

2. 土足で入るな

著者の主張の根幹は、子どもの現実(悩みの根拠・原因)と向き合い、「いっしょに考え合うという営み」であり、「深くして親しくない関係」=「不自然でまがいものの関係」への批判である(216~218p)。著者は「なじむことの力を生活のなかに、塵を積もらすように増やしていく当たり前の方法以外の道はなさそうである。……喪失の体験をふまえて先へ進むのだと答えたい」という(209p)。著者の指摘はあまりにも「平凡」な結論を提示しているように思える。だがその「平凡」さが見失われ・軽視され「心の市場」として浸食されていることへの「対抗原理」となっていると考えられる。

95年に2泊3日のカウンセリング教員研修を受講させられた。このときの経験を一言でいえば「おまえに俺のこころの中を覗かれてなるものか」というものであった。しかし、実習での技法の巧妙さは、私の呪いにも似た感情を無視し、我が「こころ」を衆人の前に陳列した。昨年赴任してきた教頭が、カウンセリングを得意とするらしく校内研修を奨励し講師を務め今年も実施するという。私はこの義務を拒否するために、年休を取って遁走する。

3. 身体を離れるところ(精神)

管理職と教師は、幾重もの「自己と社会の関係の欠落」を正当化するバリアのもとで、生徒であれ同僚であれ個人の「心の問題」に矮小化することに熱心である。管理者層が望んでいるのだが、「学校(教師)を変革しないカウンセリング」、あるがままの学校に適応させよと。変革の核心は、支配と被支配・指導する者とされる者の固定化された秩序の保守が、前者の利益とゆ着していることを問うことである。学校のこの関係は、ヒエラルキー(ピラミッド型)から独裁型へと移行しているように思われる。ここでの教員の種類は、裸の王様、近習と側近、追従者、奴隷的な者に分類されるであろうか。極端なことを言っているのではない。この構図は、90年代に入ってコンピュータによるマニュアル化の進行と軌を一にして、批判精神の著しい喪失の中で生み出されてきた。

新潟県の「心の相談員」配置は、当初人的に確保できず元校長らで穴埋めされていた。現在は若い層とセミプロ的人物が非常勤で配置されている。学校での生徒を類別すれば、「問題行動生徒・不登校・別室登校・保健室通い生徒・一般生徒」である。この層が利用していると思われる。98年以前までは、保健室が生徒の避難・相談・居場所でありパンク状態で推移してきた。このカウンセラー配置制度は現場では渡りに舟で、該当生徒に表出した問題とともに学校内「外部委託化」が進行している。生徒の訴えは本人の了解がないまま、指導と教育的配慮の名の下にファイルされ開かれる。知らぬは本人と親のみである。

4. 脳科学は「心」を切り取る？

本書では、目的からして言及していない心理学と脳科学の関係も興味ある問題である。脳科学では、脳の解明が90年代以降急速に進展してきた。養老孟司『唯脳論』(89年9月：青土社)は、「こころ」は脳(という構造・神経系)の作用・機能だとする。大変イデオロギッシュな主張である。私の脳の構造も機能も悪く釈然としないう以外にない。解説の澤口俊之が「諸心理学の限界が少しずつ露呈し、心の問題を脳のレベルで科学的に解き明かす学問として脳科学が台頭して

きていたのだ」と主張するにしても、まだ長期間別個の領域であろうと思う。「神秘の扉」が「パンドラの箱」の蓋でないことを願わずにおれない。

久保田競編『脳の謎を解く』(95年3月：朝日文庫)は、脳研究の94年末現在の研究成果をもとに啓蒙的教科書として編纂されたものである。「『こころ』は連合野がつくる」というのが脳科学からの結論です」としている。しかし、それ以上でも以下でもないのが「結論」ですと付け加えることを忘れていないか。私的に思うことは、脳科学者の最大の欠点は「脳」を解明し「心」を切り取ることができて、「こころ」を「結論」付けられるかは不明であるとの認識の欠如である。人間という小宇宙の自然・数億年という自然の営みを、短い科学の道のりで、心理学も脳科学も「こころ」を捉えたかのごとくの言説は頂けないのである。私の「脳」は単純だが、「こころ」は自分も分からないほど複雑であろうと自然に語りかけるのである。

5. 「縁」の思想

著者は縁の思想に賭けるの小節で「関係」を仏教の「縁」の思想と重ね合わせながら考察し、その知恵とモラルを生活のなかに育てることに一縷の望みを託している。

著者が言及している縁の思想は、支配の思想である儒教主義・日本の神道=天皇制思想と対比して「政治的」少数派である。しかし、支配の思想が縦社会を基盤として生み出されたとすれば、民衆の知恵は横社会の共同体の中から育まれてきたと言える。生活の場での新たな地域共同体の創造と様々な集まりの中に「在る」として生き方の模索があるのだらうと思われる。資本主義こそ現在社会の支配力であり、その凶暴さは全てにおいて規制されるべき対象である。「心の市場」化が急速に進行しているからこそ、その批判的検討もまた不可欠な課題である。

本書は教育現場や苦吟する人びとにとって、カウンセリングの善意が意味するものが何かをまっとうに提起する書として検討されるであろうと思う。本書を読み終えての充足感とともに、しばし目を閉じて思うことは、批判からの創造の理論化が社会臨床学会に課せ

られているとの思いであった。それにしても著者は「混沌の世界」の入り口に立ったのだろうか。この地点に踏み止まって己を限定し深めるのか、吸収して新たな地平を提示するのか。どちらにしても大いなる期待を抱く。

「映画と本」で考える

『式日』と『EUREKA』 - ト라우マをめぐる二つのフィルム -

佐藤 剛(川崎市中央児童相談所)

二つのフィルム - 『式日』と『EUREKA』

近年トラウマを主題として取り上げるフィルムがやたら多い。トラウマを抱えた人びとの実態を切り取ってみせたり、それを克服していく様が劇的に描かれたりする。これは映画界を覆っている一般的な傾向といえるだろう。

その一方で1995年。地下鉄サリン事件と阪神大震災という二つの事件によって象徴されてしまう年であり、それはさらに日本におけるトラウマ元年としても記憶されるべきだ。この年以降、我々は夥しい数のトラウマ話につきあわされることになるし、心を語ることが真実を見つけるための道しるべのように思う時間を生きなくてはならなくなった。翌1996年には学校教育の現場に「心の専門家」であるスクールカウンセラーが入り込むことになるのも偶然ではあるまい。フロイトが『精神分析入門』の発行年を敢えて1901年、つまり20世紀はじめの年に設定したことは、恐るべき決断だったと言わねばならない。20世紀の最後は、トラウマというカンマが打たれ、21世紀へと続いていくことになる。映画界がこのような社会の動きと連動していることは間違いないだろう。

ここでは、20世紀の最後に製作されたトラウマを扱った二本の映画を詳しく取り上げてみたい。庵野秀明『式日』と青山真治『EUREKA』である。この二作品は、トラウマを扱っているという点で一致しているが、向かっている方向がまったく異なっている点において比較に値する。

『式日』の主人公は二人。作品の構想が出来ない映画監督と、派手な化粧で奇行を繰り返す少女のふれあいを描いていく。そのなかで、その少女の奇行の原因

が、母親との関係のもつれから生み出されたものであるような描写が挟み込まれる。映画作家庵野を一躍知らしめた『エヴァンゲリオン』で主人公が、父親との関係に悩んでいたように、『式日』では、母親との関係に悩む主人公が混乱していく。『式日』とは、映画監督との出会いによって、母親と会う勇気をもった少女が、母親と会う日のことであり、映画の冒頭から、式日に向けて逆算した日付が挿入されている。この作品のなかで庵野は、母親と再会し、混乱する少女を見つめ続けるだけであり、式日以後を描かずに物語を終えてしまう。つまり、トラウマと直視する勇気をほんの少し持ったことだけが示される。その後彼女がどうなっていくのかについては何も語られない。庵野の焦点は、奇怪な言動の起源を探りあてることにあるかのようだ。

一方、『EUREKA』の場合はどうであろうか。青山は明らかにトラウマ以後を主題として取り上げている。ここでいうならば、「式日」以降を描こうとしている。トラウマを抱えたそれ以後をどう生きてゆけばいいのかという課題に挑んでいる。

九州のある町でバスジャックが発生する。生き残ったのは運転手と兄妹の三人だった。三人は心に大きな傷を負ってしまう。それから二年が過ぎ、町に戻った運転手は、事件以来二人だけで暮らしていた兄妹の家を訪れ、三人で暮らしたいと申し出る。やがてそこに一人の親戚も加わる。運転手は小さなバスを買い、その町を抜けて、四人であてのない旅に出る。その果てに待っていたものは何だろうか。本作品のあらすじを整理すれば以上ようになる。「その果てに待っていたものは何だろうか」ともったいぶった書き方をしているが、ある特定のメッセージが発生することを強く

拒否している作品であり、それは見た者それぞれの判断に委ねられる。つまり癒されたとも解釈できるし、そうではないとも解釈できる(1)。

とはいえ、私なりの解釈は書いておくべきだろう。この作品のラスト、バスによる旅の果てに待っているのは、少女の発見である。少女はラストシーンにおいて、何かを発見する。それは「治癒」とは到底呼ぶことができない何かである。しかし、少女はそこでこれまでとは違う何かを発見した。治癒ではなく、何かを一つ更新する。それが現実なのではないかと言っているようだ。現実にはそんなに容易に「癒し」が訪れない。そこには感動すべき治癒された状態などはまったく存在していない。そして人生は続いていくだけだ。

『EUREKA』における「癒し」

ここからは、この作品に「癒し」という視点を置いてみたい。この作品には、兄妹のいとことして秋彦という男性が登場する。一見物語の進行にはまったく不要だと思えるこの秋彦は実はこの作品の重要な人物なのである(監督自身がもう一つの自己であると言って憚らない)。

青山監督の劇場第一作『Helpless』においても、秋彦は同名で登場している(俳優も同じ)。そもそもこの作品は、『Helpless』の後日談として位置付けられている。

秋彦は『Helpless』のとき同様、劇中ポラロイドカメラを携帯し、あたりを撮影し続けている(2)。このポラロイドカメラは何を意味するのか。それは世界を軽薄に対象化することにある。秋彦は世界を軽薄に対象化することによって生きてきた人物として表象される。同時にバスジャックに遭った兄妹がしなくてはならないことは何か。それは今生きている状況を対象化することである。それがトラウマ以後を生きるためには必要不可欠である(3)。秋彦はそのために召喚される。秋彦が帯同しなければ、再生への旅自体が成立しないという意味で不可欠な人物である。しかし、対象化するその深さが圧倒的に異なっている。それはラスト直前、バスのなかで少女がポラロイドカメラのシャッターを切るショットとの対比において象徴的に

示される。対象化するためには不可欠な存在でありながら、深みを共有しない秋彦は決定的に軽薄なのだ。劇中にはないが、同名小説のなかでは次のような表現が出てくる。

秋彦はそれをトラウマという大学で覚えたての言葉で全てを理解した気になっていた。自分にも刻印されていると考えていたそのトラウマという言葉の意味をたいした知識もないので万能であるかのように特権化していた。トラウマがありながら、自分は自らを律することができたが、直樹あるいは、沢井にはそれができていない、と見下した感情を抱き、実際にそれがトラウマとどう関係するのかまで考えることなく決め付けていた。(青山[2000:250])

なぜ彼はトラウマを抱えた者たちの旅に帯同することを許されたのだろうか。それを考えることが、彼が醸し出す軽薄さについて考えることになる。軽薄さとは、決して一方的に悪いこととも言い切れない。彼こそが、当事者三人をトラウマ以後を生きるために「外」へと連れ出すという重要な役割を持っているのだから。しかしその軽薄さでは乗り切ることのできない世界もまた存在していたと当事者の一人である運転手は彼に告げる。軽薄さでは乗り切ることのできない世界で生きざるを得ない運転手はそれを伝えるために、彼をバスから降ろし、旅の過程で傷ついた左手を握り締め、秋彦を殴り倒す。

このシーンを見ると、私はいつも緊張する。トラウマを抱えた人を何となく理解したような気になり、援助しているような気になっている秋彦は、私自身ではないかという思いに駆られるからだ。秋彦のその軽薄さは、最終的には運転手の拳によって叩きのめされ、世界を受け止める深さが決定的に示される。運転手の「左手」で放たれる拳は間違いなく私自身に向けられている。

「援助する側の軽薄さ」

秋彦という存在はもしかすると自分のなかにある軽薄さの分身ではないか。ここで自分を「人の援助にか

かわろうとする者」としてみると、秋彦のしていることと自分のしていることのあいだに違いは何なのだろうか。援助される側に対して分かったようなつもりになり、何か役に立つことをしようという意図を持ってかわろうとする。私自身が援助される側にかかわっているときに、もしかしたら秋彦のようにしているのではないかと問い返さずにはいられない。ということは、私たちは自分のこの軽薄さを深く自覚し、当事者でないから分からないという理由で、当事者達の前から逃げ出せばいいのだろうか。当事者たちはどうなってしまうのか。しかし、もしかすると当事者でない他者の存在というのは、当事者が自分の現実を更新していくのに役立つことがあるかもしれないことを秋彦という存在はまた示しているようにも思えてくる。ここで私たちは、当事者の前から逃げ出すことも、施すこともできないという地点に釘付けにされることになる。その果てに待っているものは何だろうか(4)。

「映画が現実となる!？」

この作品の上映時間は3時間37分である。通常の作品が2時間弱であることを考えると、およそ二倍の長さになる。私たちはこの作品に対してこれだけの時間を提供しなくてはならない。しかし、内容の解釈以前にこの動かしがたい事実こそ、受け止める必要がある。なぜならば、この物理的な拘束と、援助される側の「癒し」に費やされる時間とがつながっているように思えるからだ。この作品が一つの終わりを迎えるためには非常識な上映時間が必要であったように、援助される側の「癒し」を行うためには、私たちの想像を遙かに越えるような時間的拘束が必要なのではないだろうか。もし援助される側の「癒し」が可能だとするならば、長い長い時間をかけて到達しうるかもしれない地点であって、それは一直線上に到達できるような場所ではないだろう。「癒し」ということが成立するためには、このような長い長い時間の流れに身を置いて援助される側とかわる必要があるはずだ。

人の援助にかかわりたいと考える人で、自らの資質について考えてみたいという人にこの作品を推薦したい。この作品の非常識な時間的拘束に耐えられるかど

うかを試してみてもはどうだろうか。この作品が強要する非常識な時間に耐えることは、援助される人たちが生きている現実に向き合っていくためのレッスンになるはずだ。

註

- (1)「ラストはハッピーエンド、あの子が救われたと思う人もいるかもしれないけど、意図としては真直で、社会に閉じ込められてしまった、いたくない場所に向き合ってしまったと思っているんです。」(青山[2000:26])
- (2)青山自身によると秋彦は「何だか分からないけど素描する存在」(青山[2001:59])である。
- (3)斎藤によれば「トラウマとは表象できないそれはイメージの外部に置かれ、けっして直視できないが故に症状として何度も回帰する(言い換えればイメージ可能な状態にまで弱毒化することが『治療』となる。)」(斎藤[2001:104])
- (4)「少なくとも言葉ではなんとも言えないのでこれだけの時間が必要なんだけど、これだけ見ていっても、そして何かを体験したとしても見る人によるのかどうかは分からないけど、それでもなおそれはわかりえない、語りえないことなのかもしれないということなんだと思います。」(青山[2001:27])

参考文献

- (1)『映画芸術』2000年 No.393
- (2)青山真治 2000年『ユリイカ EUREKA』角川書店
- (3)斎藤 環 「『EUREKA』、「別のバス」はもう来ない」『ユリイカ』2001年2月
- (4)『カイエ・デュ・シネマ・ジャポン 世界のはじまりへの旅』2001年 No.31

生のトータルティ

中島 浩籌

篠原睦治さんの『脳死・臓器移植、何が問題か』（現代書館）はみごとな対話的思考の蓄積によってできあがった本である。答申や様々な論文、そして秋葉聰さんをはじめとする何人かの人たちとの対話の過程の中で篠原さんは思考していく。対話というよりぶつかりあいと言った方がよいかもしれない。相手の問題提起をきちんと受け止め、自ら反省すべきところは思考をつくりかえ、篠原さんは問題を投げ返していく。その真摯な過程がこの本の中ににじみ出ている。

その対話の一人に私も入れていただいた。第10章の、「生のトータルティ」について論じている箇所である。篠原さんは、1999年秋に社会臨床学会合宿学習会で『脳死・臓器移植の現在を考える』というテーマで発題した。そこで私や小沢牧子さん、浪川新子さんが篠原さんの『生のトータルティ』についての考えに疑問を呈している。その疑問に答えていくのがこの章のテーマの一つとなっているのだ。

私が曖昧なまま発言したことをきちんと受け止めていただいたのだから、私も当日の発言をもう少し明確化する形で返していこうと思う。

学習会で篠原さんは、「人がトータルに生きてゆく、身も心もひとつにして生きる全体性が全部切り刻まれてゆく印象が『脳死・臓器移植』にはある。臓器は英語でpartsであり、まさに部分。一人の人間が殺されて生命と称する部品があちこちで生き直す。それは部分化であり機能化であり、ゆくゆくは商品化ということになる」と『脳死・臓器移植』を批判している(1)。私は「人がトータルに生きてゆく」ことに価値を置き、断片化することはまずいことという見方でいいのだろうか、QOL論も生命・生活をトータルに評価しようとしているのではないかと疑問を呈した。

死ぬ前に、自分の人生を振り返り、「ああ、いい人生だった」と言えるような生き方がしたいと言う人がいる。しかし、そんなに簡単に人生をトータルに見返すことができるのだろうか。いろいろな局面、断片をもつ人生を、死の直前に総括するなどということができるのだろうか。にもかかわらず人は人生をトータルに評価しようとする。

10年程前、義理の父が亡くなった時、父の友人が「家業をつがずに研究を続けていれば彼の人生も変わっていただろうに」と話していた。人の人生を否定的に総括するような言い方に不快感を覚え、人生をトータルに評価することなどではしない、と強く感じたのを覚えている。

「生のトータルティ」が統一性や一貫性を意味しているとすれば、それを設定することができるのだろうか。とさえ思う。中島なら中島の人生における統一的なもの、あるいは一貫してあるもの、そんなものがあるのだろうか。私はただならしている時もあれば、けっこう必死で何かやる時もある、真摯にやる時もあれば、かなりいい加減でもある。矛盾した行為もたくさんしている。だとするとトータルティを設定すること自体無理なことのように思う。人生という長いタームは勿論、一年、あるいは一ヶ月二ヶ月といった短いタームでも生のトータルティをいうことはできない。

トータルティは評価と対になっていることが多い。同性を好きになるという行為を繰り返すと「同性愛者」とトータルに判断される。学校に行かないという行為が続くと「不登校児」と見られる。誰かを好きになる、学校に行かないという行為はその人の一局面にすぎないのだが、トータルな判断へとスライドされ、レッテルを貼られてしまう。そして他の人とはまったく違う

人かのような偏見で見られてしまうのだ。近代は「同性愛者」という人を作り上げたと言われるが、そこには断片的な行為よりもその人のトータリティで判断していこうとする見方が滑り込んでいっているように思う。そしてそのトータリティは評価的見方を伴っている。だから、私は生のトータリティという見方に疑問を呈したのである。

だからといって私は、全ては断片的であり、生のトータリティなどないと言い切ってしまうとは思わない。自分はトータルに判断されたくないし、トータリティなどとらえられないと思っていても、どこかで私というトータリティを思い浮かべている。そういったイメージをもたずに断片化されたカオス的なあり方に不安を持たずに生きていけるほど達観してもしない。また各行為や身体各部分がまったく切り離されて存在しているとも思っていない。各部分・各局面は分割できない形でつながっていることは確かだろう。

ただ、私はこのトータリティは非常に曖昧なものであると思っている。まず、私の生のトータルなイメージは常に変化している。ある出来事にあえばすぐに変化してしまう。微妙に変化することもあるし、大きく変わってしまうこともある。また他の人との関わり方によっても変化する。好きな人があらわれたり、人に嫌われたりすれば生のトータルなイメージは変容してしまう。些細な断片的な行為によって変わってしまうこともある。このように出来事や関係によって変化するということは個人の生のトータリティは開かれているということでもある。個人という形で完結するようなものではないのだ。

生のトータリティが閉じた完結したものではなく、常に変容しているものだとなると、これはまったくとらえどころがなく、曖昧なものだということになる。この曖昧なトータリティを過大評価することなどはしないと私は思っている。

さて、篠原さんは『脳死・臓器移植、何が問題か』では生のトータリティを強く押し出してはいない。私たちの指摘を受け止め、この考え方はQOL論とつながってしまう見方であるとしてとらえ返している。そ

して、関係性と個性性の「はざま性」と「曖昧さ」にこだわっていききたいと返している(2)。この「はざま性」と「曖昧さ」は何を意味するのだろうか。はっきりとはつかめないが、個体のトータリティと他の人あるいは他の物との開かれている関係をイメージしているようにも読みとれる。だとすると、私が考えている「曖昧さ」と通底するような気もする。しかし、「はざま性」という言葉はどういう意味なのだろう。

篠原さんの本を読み、自分の「生のトータリティ」について思うことを述べてきたが、私の考えはどこまで篠原さんと重なり合い、どこで違っているのか、この本をきっかけにさらに対話的思考を積み重ねたいと考えている。

註

(1)『社会臨床雑誌』第7巻3号 p16

(2)篠原睦治 『脳死・臓器移植、何が問題か』 現代書館, p334-335

「映画と本」で考える

近代市民社会の脱呪術化 - 精神医療はブレイン・ポリスになれない 『孤立を恐れるな!』を読んで

竹村 洋介(近畿大学)

1. 地域社会と市民社会

まず、高岡健著『孤立を恐れるな!』の出版後、本書をめぐって、高岡・斎藤論争なるものが起きたことを断っておきたい(1)。

この論争とも関わるが、社会学者として、最初に断っておきたいことがある。「社会」「集団性」という言葉が、随所に現れる。社会学者間のように、その定義は、とまでは問わないにしても、そのイメージがどうなっているかということである。人の集まりといっても、群衆、集団、組織では、意味が異なる。それがずれたままになっているので、齟齬がおきている。

同じように「社会」といっても、近代市民社会と農村社会では、全く相貌を異にする。それらを整理するために、まず私の見解を示しておきたい。個人/共同体(家族、地域社会をも含める)/市民社会という三層構造で考察を進めるのが適切ではないだろうか。(恐ろしいことに、ナチズムはこの市民社会の産物である。市民社会が未成熟なままに成立した日本軍国主義とは異なるものである)このように考えるのは、高岡健氏と斎藤環氏の論争において「社会」というタームで指示されているものが、地域社会なのか、市民社会なのか、不鮮明な部分がかかなりあるからだ。ここでは、市民社会に対して、あえて共同体という概念で一括する。それは、生活をともにし、生産・再生産をおこない、内部では総体としてかばい合いながら、外部の敵に共同して向かう、こういった「情」の世界であることをおさえておけば充分だからだ。

同じ「社会」という言葉にくられながらも、地域社会と近代市民社会は、ある局面においては、むしろ相反するものである。近代化現象が進む過程では、「進

歩的」文化人からは共同体は前近代的と批判され、市民社会こそが近代社会である、と論じられた。モダニスト的思考である。

しかし、モダニスト的思考が万全のものでないことを、全共闘運動以降、否応なしに私たちはすでに知らされてしまった。精神科医師連合が現出したような精神医療界においては特に顕著なことであろう。とはいいながらも、対面する現実、前近代的要素を多分に含んでいたりする。それが精神科医師連合の活動停止の遠因となったことは否めない。共同体が「情的世界」であれば、近代市民社会は議論を基盤とする「非情」の世界ともいえるかもしれない(それゆえに、ことの正否は別として、「知的共同体」と言うような、一見、奇妙な言葉が成立する)。共同体はこの情ゆえに「個人」をしばり、近代市民社会は非情ゆえに労働価値に劣るものをはじき出す。この現状をどう捉え、そこからどこへ向かうのか、それが私たちにさせられた課題である。

歴史的にみれば、まず共同体社会ありきである。ここにおいては、個人も、まず共同体社会があつての「私」でしかない。この古層は、ある部分、現在も残る。農業社会、あるいは漁村においては、共同体がなければ生産も再生産も成立しない。しかし、近代化過程において、労働価値を持つ自由な「個人」が生まれてくる。彼らが、擬制として社会契約を結び成立したのが、近代市民社会である。当初は白人男性のみのものであったが、レイシズム、セクシズムを克服する方向で、広がりをもってきたのが現状だ。しかし、それでも解きほぐせない問題が、精神医療、生命倫理、子どもの問題といった局面で、多様な形をとりながらふきだしている。モダニズムに回収、再属領化されえな

かったものとして、ひきこもりも、精神障害者も、不登校児も、身体障害者も、見えない被虐待児も、水俣の人達もたち現れる。ランダムに挙げたこれらの人々の利害は、表層的には予定調和的に一致するものではない。それぞれ固有の問題として語らなければならない側面も多い。それは承知の上で、モダナイゼーション過程の問題と位置づけ考察してみたい。なぜならば、そこにこそ、モダニティの意味を問い返す、そしてその一つの機軸であった医療を問い直す意味があるからだ。

2. 同調圧力について

高岡氏が『孤立を恐れるな!』で、基本的に問題にしているのは、「集団」である。

たとえば、同書p.81で、高岡氏は「集団性にプライオリティをおく一切のものを、拒否する」という。その「集団」というなかでもとりわけ問題なのは、私の解釈が正しければ、集団の持つ同調圧力であろう。現状の日本社会では、学校にせよ、会社にせよ、同調圧力を持つ。学校も会社も、近代の産物でありながら、日本社会では共同体的側面を持つことは指摘するまでもないことだろう。その崩壊過程が、現状では、マスコミをいどる。そして共同体としてのそれらが、規範として同調圧力をかける。それらからの孤立を、過大視し恐れるのは間違いであり、それに耐える強さをもってこそ、「個人」として自立できるのだ、と私は読んだ。もちろん大胆な私なりの要約である。

精神科医である高岡氏が、医療のことを忘れようもないし、「宗教」のことも念頭にあるはずだ。それを切り捨てるつもりはない。

ただ、私として、少し疑問なのは、高岡氏が「集団」というとき、それが日本固有のそれか、それとも広く前近代的共同体一般かという点である。極端にいえば、集団が持つ規範は近代市民社会にも現実存在する。この例は極論としても、何からの孤立を恐れる必要がないのかは鮮明にすべきではないだろうか。キャッチフレーズにそこまでいうなといわれれば、それで終わりのことではあるが。

先のところにもう一度戻るならば、実践的あり方と

して、私は共感するが、それだけでその先にどう(市民)社会像を描こうとしているのか、まだ判然と見えてこないのだ。また前近代的共同社会

といっても一口にくくれるものではない。それぞれの固有性を有しているのが前近代社会である。たとえば、農村と、漁村では、しきたり・規範がまったく異なる。

というのも、無い物ねだりを書くことを許していたら、高岡氏のうちに、どういう形の共同体かはわからないが、それが持つ桎梏からの孤立を恐れず超え出たところに「個人」の確立があるという発想があるのではないかと考えてしまうためだ。

高岡氏がその先に理念型的な市民社会を置いてしまうような素朴なモダニストではないことは、承知の上のことである。にもかかわらず、なぜ私がこのようなことを記すのか、それは意識せずとも、それだけモダナイゼーションの影響力が私たちの発想のなかにしみこんでいるからだ。もちろん、私自身も、それから自由であるなどというつもりはない。それゆえに、高岡氏がいう「集団」を超えた先に、オルタナティブな集団があるのか、それともアソシエーションがあるのか、これは私にとっても課題であり、考え抜いていかねばならないことであると思うのだ。

3. アイデンティティ・モラトリアム

『孤立を恐れるな!』はひきこもりをメインテーマとして編まれた本ではない。少年犯罪の続出(と言うマスコミ効果による演出)に対して編まれたものだ。だが、思春期の問題を取り上げるのであれば、私としてはなぜモラトリアムという考え方が出てこないかと思ってしまう。

たしかに、石川氏が同書p.49で「昔前ならアイデンティティの問題として語られることが多かった」とは述べているけれども、その直後に「今はもっと違わがちで問いかけていると考えられている時代なんです」と、それを追求する方向には向かっていない。不完全なモラトリアム、あるいは閉塞したモラトリアムという議論がでてこないことは私には不思議だ。私は、若者達が持つ閉塞感と、現状のいびつなモラトリ

アムは、無関係であるとは思えないからだ。

このように感じるのは、私が古典的なモダニズムに絡め取られているためだろうか。また精神医学界での捉え方と社会学界での捉え方に違いがあるためであろうか。このあたりは、より積極的に生産的な論議が、活発に行われてよいと思う。特に、石川氏は医師でありながら、社会学者でもあるのだから。

ここではふれられていないが、たとえば、小此木啓吾氏は「ひきこもりの社会心理的背景」(狩野力八郎・近藤直司編『青年のひきこもり』岩崎学術出版2000年)のなかで、「アイデンティティ拡散症候群とモラトリアム人間」という形で取り上げている。モラトリアム概念について、私は小此木氏と異なる解釈をしているにせよ(モラトリアムはアイデンティティ確立のために積極的に働く要素であると私は解釈している)このようなアプローチが出てこないのは不思議である。このようなアプローチに立てば、6ヶ月を超えるモラトリアムが社会的引きこもりであるとは言い難いはずだ。思春期の定義にもからみ、一筋縄で片づく問題ではないことは認めるが、考慮に値しない考え方だとは思えない。

たしかにエリクソンやフロイトが持ち上げられるのは、社会科学ばかりで精神科臨床では精神分析系の人以外にあまり議論されていないという背景があるにせよ、違和感を覚えるとだけ記しておこう。

4. 治るということと治すということ、あるいは存在すること

医学的治療はどういう社会的特性を持つのか、また治療できるものとできないもの、医学的に治療しても労働能力を十全に持ちえない人たちのことなどを、考えてみたいと思う。これが、本書のテーマとは離れるものであり、また私の手に負いかねるものであることを承知の上で。それは、メインテーマでないにしても、本書の随所に見え隠れすることだからだ。

何からの孤立かはすでに論じた。私自身現実的問題において、感じるが多々あるし、少年法の改悪問題など具体的実践に根ざす高岡氏ならなおさら、公正な市民社会が実現することを望むだろう。当然のこと

だと思う。モダナイゼーションは、前近代的差別からの解放という側面も持つのだから。虫歯でも肺炎でも治るにこしたことはない。

ただし、その反面、そこだけに思考をとどめたくないという思いが高岡氏にはあるのではないか。麻酔をうてば歯痛はおさまる。しかし、それは虫歯が治ったことを意味しない。臨床医でもない私が書くことではないかもしれないが、治る人がいれば、治らない人もいる。賃労働できない人もいる。治療を受けられる人もいれば受けられない人もいる。ただ治せばよいのか。医学的に治すということ自体、社会の関係性のなかにある問題を、個人病理へと追い込んでいることではないか。そもそも治るとは、社会的文脈ではいったいどういうことなのか。(輸入)精神医療の歴史自体が、個人に責任を転嫁してきた上で、今の市民社会があるのではないか。モダンの枠組みを超える問題である。

それらを社会福祉の問題へ、言い換えれば市場経済的な、とりあえずの解決ですましてしまえばよいと、思考停止しているからだ。無自覚でない痛みを、少しは共有できたらと思う。

何の賃金労働生産性をも持たない人間(たとえば障害者)も、存在としての価値があるということにつながっていかねばならないと、私は思うし、高岡氏もそう考えていると思う。古い言葉かもしれないが、to haveでなく、to beとしての価値を考えたいのだ。これは、個人と、共同体/市民社会がどう向き合えるかということにつながっていく。

単純な図式的答えなどありえない。基本的に医学的治療は、病理を個人化した上で成立するものだ。社会関係を含めて治すということは、まずない。しかしこの構図を超えようとするいくつかのヒントがこの本には現れている。たとえば、やまいを個人の問題か、社会の問題かという議論(たとえばかつての不登校「問題」)に対し、石川氏は、「関係における責任性を社会はどう把握するのか、というテーマとして登場する」(同書、p.50)という指摘をおこなっている。いわゆる自己責任論・自己決定論を超えようとする志向である。

まだ何点が指摘したいが、かなたに何を求めるかというの、思想全体の問題であり、高岡氏一人で解決できるものではないし、私とて何やらいえるものではないが、残された課題として考えていきたい。

5. 実験的試みとその先へ

精神科医の座談会では、医学用語や概念の再検討ということがしきりに言われ、たとえば牧野氏との対談では世代論、三上氏とでは国家論、藤井氏とでは『風景』論と確かにヴァラエティには富んでいる。しかし、思春期の青年に孤立して内面を確立する=孤立をおそれるな、以外に接点がない。スキゾタイプルとアスペルガー症候群の連続性という議論をあるところではし、別のところでは言語教育の議論をする。三島由紀夫が、戦争論が論じられる。それぞれの論点は、刺激的でもあり、編者・対談者の教養の深さを感じられるのだが、ついていくので精一杯と感じる読者も多いと思う。確かにモダナイゼーションと格闘しているありさまに共感を覚えるが、すべてを理解するには至難の業だ。

最初にキーノートを示しているし、おそらく高岡氏のなかではもう一つ深い次元で結びついたものが、それぞれの角度から現出したものなのであろうが、それが読みやすいかたちになっていない。もちろんこういう実験的な積み重ねがあって、議論が深まっていくものだ。しかし提議されている問題が大きいだけに、積み残されている問題も多い。私なりに本書と格闘しての感想である。気が緩んだ著作(斎藤環評:『こころの科学』No.99)などと、毛頭、思いもしない。そう考え、ここまで記してきた。それゆえに、部分的に取り上げて、あげつらうのは間違いだと思う。

精神科医をはじめとして、精神医療を担う人々は、より積極的にその実情をオープンにし、医学を脱呪術化していくことも、社会的責任のひとつだと私は思っている。前近代社会においては、まだまだ精神科疾患に対しての偏見が渦巻いている。この後、高岡氏は斎藤環氏と論争に入った。おそらく、それは、高木俊介編『引きこもり』(批評社)において、精神科領域内にお

いては決着がつくことだろう。しかし、この論争は教育界、社会学界、さらには一般社会にまでまたがり、まだ展開することになる。この論争が共同体/社会のあり方総体と精神科をはじめとした医療のあり方を根源的に問い直す契機になることを願うものである。

註

(1)この論争は、高岡健氏のこの本を斎藤環氏が誤読し、『こころの科学』誌99号(日本評論社)において、「孤立を恐れるな - しかし独善をおそれよ」と題し、罵詈雑言を浴びせたことに端を発する。2002年8月の世界精神医学協会(WPA)総会でも両氏による論争が予想されたが、斎藤環氏は本総会には不参加であった。なお、高岡氏は反論したが、寡聞にしてか、斎藤氏の再反論は目にしていない。

「映画と本」で考える

篠原睦治著『脳死・臓器移植、何が問題か』(現代書館)を読んで

三輪 寿二(茨城大学)

この篠原さんの本には、僕はいささかの縁がある。ひとつは、本書の「第10章『死ぬ義務』提唱を検証する」に書かれているが、「関係性としての死」を一つの視角として脳死・臓器移植を批判的に論じてきた篠原さんの論理に、それで大丈夫だろうか、と難癖をつけたことである。そして、もうひとつは、おそらく、そのことを気にかけてくれた篠原さんが本書を下書き段階で僕に読ませてくれた、という二つの縁である。

その縁からすれば、僕は、「関係性としての死」をめぐってか、あるいは、本書全体にわたって書くことが自然だろうと思う。でも、僕は、「第11章 社会は老人をどう描きつつあるか」を中心に、また、それに触発されて考えた僕のいくつかの体験を織りまぜながら書いてみたい。

1. 母からの電話

これには偶然が作用している。僕は本を読んでもすぐに忘れる。折角、下書きを読んでも、主要な論点や論理のいくつか以外は殆んど忘却の彼方へ去ってしまう。だから、僕はこの書評を書くために本著を読み直していた。その最中に、故郷の母から電話があった。母は67歳で(この電話の時には66歳だった)いわゆる「老境」と言われる年齢。要件は、近く、勤めを辞めることになりそうだ、というものだった。母は、自分の叔父の会社に定年を過ぎても働いていたのだが、その会社も不況でリストラが起き始め、これ以上、縁故雇用を続けるわけにはいかないということなのだ。

母も僕もこうなる予想はしていたが、実際に秒読み段階に入ると、これからのことが気にかかってくる。そんななかで、「母の老い」を考えざるを得なくなってきたことを感じ、そういえば、この本の第11章は「高

齢社会」のことだった、と思い出し、早速にそこを開いたというわけである。しかし、下書きを見せてもらったときとは意識が違うためか、今回、この章は僕をいささか混乱させた。読み進みながら、僕の想像と追想と思考はあちこちに飛び火し、戻り、また何かを想い出す、という具合に散乱した。その乱れがこの文章に表われていると思う。でも、それがありていの僕だから仕方ないと勝手に思っている。

2. 母と祖母は一緒に暮らした、祖母の死を想う

第11章を読み始めて、すぐに、「僕は絶対こういう風には書けない」と思った。篠原さんの文章は読み慣れているはずだが、わずか4ページ足らずで「高齢社会」の構図と論点をさっさと描いて、「なるほど、こりゃあ、問題だ」と思ってしまう。たとえば、「すべての老人がおちおち寝ていられない事態が想定されるが、同時に、その事態はそれでも居続ける寝たきり老人や痴呆老人などをいよいよ『邪魔な者』としてみなしていく雰囲気や状況を醸成していく」(338頁)などという文章はそう書けるものではない。そこには、感覚に訴えかけてくるリアルなイメージと、状況を射抜くまなざしが肌に迫るように論理化されている。

篠原さんの筆致に感心して、「母の老い」のことはどこかへ飛んでしまったのだが、「寝たきり老人ゼロ作戦」という言葉から、僕は、3年前に亡くなった祖母のことを思い出していた。亡くなる7、8年前から祖母と母は、祖母の家(つまり母の実家)で二人で暮らしていた。祖母はあるとき、自宅の洋式便所にお尻がすっぽりはまって抜けなくなり、もがくうちに足を骨折した。80歳のときだ。その後はよくある話で、老齢のため回復が遅く入院期間が延び、それが影響して

「身体的自立」とやらが困難になり、寝たきり状態になった。それに重なって、次第に精神的にも「ボケ状態」に入った。体は良くなったので退院を言い渡され、母は祖母を引き取り、何やら仰々しい介護用のベッドを購入し、週3～4回昼間来るヘルパーさんを適当に頼りながら、祖母が亡くなるまで一緒に暮らしていた。もちろん、母は仕事を続けていたので、ヘルパーさんが来ない日は、祖母は一人でベッドに放っておかれた。祖母の様子はボーッとされていて、外からの刺激をどんな風に受けているのかわからない感じだったが、ご飯を口に運べばむしゃむしゃ食べていたし、明らかに母の声だけは識別していた。祖母は一応、おちおち寝ていたことになる。

周囲の者は誰も回復の方策など考えもしなかった。また、僕は放っておかれる祖母を可愛そうとはあまり思わなかった。何故かと言うと、母は祖母と暮らしていることを何やら心強く思っているようだったからだ。仕事から戻れば、オムツを変え、食事をさせ、洗濯もしていたようだし、結構、いろいろと疲れるらしかったが、祖母をどこかに預けたいとは母は決して言わなかった。僕にはこう思えるのだ。母は、結婚してからもちよこちよ実家に帰ったりしていたし、さらに、祖母と二人で暮らすようになってから、祖母の「寝たきり」になっていくプロセスをすぐそばで見えてきた。母が祖母を放り出しながらも一緒に暮らすことを当然のように思い、最後まで看取ったのはそういう生活の流れがあったからではないか、と。

あるとき、僕が帰郷して「ばあさま、ボケたね。母さんも大変だろう。」と言うと、母は、「そう？ 元気な時だって大ゲンカして二度と顔も見たくない、と思ったこと何度もあるからね。どっちもどっちよ。」と、サラリと話していたのを今でも覚えている。

3.「高齢社会」への問題視はどこから来るのか

さて、「高齢社会」を「問題視」する現在の風潮・対策ばやりに対して、篠原さんの論点はこうだ。(1)四人に一人が老人であるという事態は危機的ではなく普段のことでもある。(2)数字にだまされてはいけない。高齢者と言っても働いている人や退職後の人生を「健

康に」送っている人も多い。さらに、たとえボケていたとしても、体験上、面倒なことばかりではない。面倒もあれば楽しいこともある。(3)「寝たきり老人ゼロ作戦」は健常者中心主義思想が根底にある。しかし、人はずっと有能ではありえないし、そのなかで付き合い方を工夫してきた。(4)「高齢化・老化」はマイナス事態として描かれ、そこでの問題は個人と家族の責任や負担に還元されている。(339～341頁)

篠原さんは、この「高齢社会」への問題意識を、「尊厳死」問題の文脈とクロスさせている。つまり、現代医療では助けられない「不治の末期状態」の生命を「生きるに値しない生命」と位置づけ、「リビングウィル」としての「死の自己決定権」を媒介にして、「尊厳死」を正当化する。この論理が「植物状態」を経由しながら、「痴呆状態」にも適用されていく。そういう論理と思想が「高齢社会」の医療措置のなかで語られてきている事態を描き出している。そして、「生きるに値する生命」と「生きるに値しない生命」の選別、後者の排除・抹殺を「正当化」するものこそ「QOL思想」であると論じていく。

その排除・抹殺を支えているものは、「社会や他人の役に立ちながら立派に生きる」、「人格、精神、理性、知性が磨かれつつ尊重されながら生きる」という「尊厳生」の裏返しとして登場する「尊厳死」願望である。(351頁)つまり、ここには、精神、理性、知性の優位という人格第一主義の近代思想が伴っており、それはすでに私たちの日常的価値観に深く取り込まれて「社会通念化」している。そのような「社会通念化」のゆえに、「自己決定」の裏に、人格性を失ったらすでに人間ではないから死ななければならないという「死ぬ義務」のありようが見えてくるのである。(351頁)

篠原さんは、こんな具合に、現在の「高齢社会」問題の本質を「いよいよ顕在化してきた近代社会の矛盾と課題」(363頁)として看破しているように、僕には思える。これら「尊厳死」推進の論理が、脳死・臓器移植推進のそれと近似であることも確認しておきたい。

一足飛びにまともに入ってしまったが、まだまだお付き合いしていただきたいと思う。先述の論理からすれば、「尊厳死」は延命に力を尽くす救命・救急医療

を、患者の人格機能が低下している場合、無駄な医療だと主張することになる。(342頁他)とすれば、自己決定を下せない状態である、と医師から認定されれば、「社会通念化」した人格第一中心主義から、家族が「死なせる権利」を獲得する(あるいは強要される)という流れは雪崩的に予想されることである。

ここで、或ることを思い出して、僕は読むことを中断した。

4.暮らし別れていた父、その死を憶う

一昨年(2000年)の5月に67歳で逝った父のことが脳裏に蘇った。父は52歳のとき脳出血で倒れ、一時回復したが、翌年再発し、右半身麻痺となった。その後、数年間の入院生活の後に、特別養護老人ホームに入所し、10年近くの日々をそこで暮らしていた。急変して救急病院に運ばれた父はあっという間に他界した。帰省した僕は、兄からそのときの様子を聞き、二人で話しあっているうちに、「医療ミスかもしれないな」とお互いが想像していることに気づきあった。しかし、僕たちはそのことを確認、納得するために、医師と話し合うことはしなかった。

何故か? ひとつには、父の人生のことを憶ったからだ。父は仕事人間で、自分で次々に事業を興す、いわゆる「起業家」タイプの人であった。最初の入院生活では病院を逃げ出して仕事していたり、施設に入った当初もしばらくの間、どこやらに電話したりしていたらしい。父にとって施設暮らしはつまらない退屈なものだと兄も僕も思い込んでいた。つまり、仕事ができない父は「死んだも同然」という思いが、少なくとも僕の中では強く支配していた。理性、仕事中心の人間観が僕のなかにべったりとはりついていることを自覚せざるを得ない。そういう目で父を見ていたし、だからこのまま往生してもよい、と思ったのである。

もちろん、延命医療を希望・当然視することと医療ミスを訴えることは違う。医療ミスを確認しない兄と僕の姿は、延命医療や「QOL思想」とは関係なく、父の死を納得するよしなしごと、と済ませることもできるのかもしれない。

もうひとつ、父の死を騒がなくてもよい、と考えた

思いがある。それは、「医療なんてこんなものだ」という思いである。言い換えると、「医師に生死に関する全てを預けるつもりはない、預けられるものでもない」ということで、これにはさらに2つの思いがある。ひとつは、「医者(医師)は殺すつもりはない、基本的には助けようとしているはずだ」といういわゆる信頼感であり、もうひとつは、その上で、「死んだ者が戻るわけではないから、死が残された者に納得でき、死んだ者が残された者のなかに残ればよい」というものだ。この後者の文脈が僕の「関係性としての死」の原型である。前者は、「医学と政治の野望としての脳死・臓器移植」と僕は脳死・臓器移植をこの意味で殺人だと考えている(を批判する僕の情念と関係している。もちろん、こうした思いは、医療ミスを許容することにも使われてしまうだろうし、僕自身が学習会や本誌で指摘したように、脳死が人の死であるという定義が定着すれば、脳死・臓器移植を否定できなくなるものである。でも、叔父がかかりつけの医者の「誤診?」によって治療が遅れ、42歳で亡くなった後も、その同じ町医者にかかり続ける親族たちの姿は、僕にはたいして異様なものとして映らなかった。僕の周囲はおおよそそんな具合に医療とつきあってきた。

それゆえにこそ、脳死・臓器移植やら尊厳死やら、さらには、死の自己決定権やら死ぬ義務やらというような医療措置には、違和感と不信感がむき出しになってしまうのだろう。

ただ、父の死をめぐって、いま憶うのだ。父の死を仕事人間の父から納得していく僕は、病院と施設のなかでの父の生活には全くといってよいほど接触していない。だから、父は仕事人間のままで僕のなかに残っている。母が祖母と一緒に暮らしていたことを思うと、僕の納得は、長く暮らし別れていた父と僕の事情が生みだしたものなのかもしれない。

5.制度が現実のように見え始めるとき

そんなことを考えながら、「母の老い」に思いが戻っていった。そういえば、僕のなかでは、「母の老い」と母の退職は直接に結びついている。働いている間は齡を重ねても「老い」とは括らず、退職の話を知ったら

「老い」と括り始めた。きっと、「老いていない」僕が母の「老い」を意識するのに、社会通念上のやり方に従ってしまっているのだろう。しかし、その社会通念に従うことは、暮らし別れているという状況が影響しているようにも思えてならない。

そして、「老い」が意識されたとき、僕たちの社会が「老い」を介護保険や痴呆対策に閉じ込めて制度化している場合、僕たちの「老い」観と「老い」への対応は、いやおうなく、そこに飲み込まれていくだろうと思う。それらが、現在の都合にあわせてつくられた「老い」であったとしても、である。

いま僕たちの社会は「老い」を順々に排除し始めていくのが見えてくる。他方で、シルバー産業に代表されるように取り込める「老い」は商品化されていることも事実であろう。しかし、この取り込みと排除は、収支決算や健康幻想をもとにしながら「老い」の階層分化を生み出していく動向の表と裏なのだ。そして、暮らし別れるほどに、その取り込みと排除の論理や思想は僕たちのなかに染み込んでくるのかもしれない。

「豊かな社会と個人の尊重を相対化することの模索を要請している」という意味で、『『高齢社会』は、近代を越える展望と問題提起を内包する両義的な社会である。私たちは、そう問い合って、一緒に暮らしたい』(362頁)と、篠原さんが結ぶとき、家族が同居することを言っているわけではないだろう。しかし、暮らし別れている「母の老い」は、容易に現在の「老い」の制度のなかに取り込まれていくことを感じざるを得ない。それゆえ、篠原さんの提起を考えつつも、暮らし別れている「母の老い」は、想像力みみたいなものに助けを借りつつ、母と周囲の人々と兄と僕とで考え合っていくことしか、さしあたりは思いつかない。

この文章のなかでは、「尊厳死」問題が女性差別を内包している点などに言及できなかった。本の一部を取り上げたにすぎないのに、その一部さえも十分に紹介しきれなくて申し訳ないのだが、自分の暮らしをいろいろに想起こさせてくれる本であることは間違いない。

“この場所”から

私の中の社臨

山本 栄子(千葉通信診療所)

私にとって不思議な出会い、社臨もそのひとつです。ちょうど、10年前、「We」で武田秀夫さんから「社臨」を紹介されて興味を持ち、設立当初からの会員です。何か、私の感性に触れるものを察知したのでしょうか。今まで、私の選択は正解であったことを実感しています。

2001年には、小沢牧子さんからのお誘いを受けて、私なりに3つの理由から、第一期運営委員に立候補しました。1番目の理由は、社臨の仲間であることが楽しいからです。とはいうものの、私の今の力量からすれば運営委員としての仕事の関わりあいは、『ニュース』や『雑誌』の発送係りといったところかな？と自認しています。2番目の理由は、私の職場が廃止される予定だからです。身体を東京への遠距離通勤や、空気に慣れる為にもいいかなと社臨の運営委員に立候補したのです。3番目の理由として、社臨の発送も年数回なら、私の経済も大丈夫だろうと、判断したのです。

私は今、激動の中にいます。私の職場である千葉通信診療所(郵政事業庁)は、いよいよ2002年度中に廃止され、新たに統合される予定です。

これまでの例から見ると、実施日は、2003年2月1日かな？と予想しています。統合先は、東京の千代田区にある東京通信病院健康管理センターといわれています。事務職の私も希望すれば、転勤可能のようです。まだ働く必要のある私は、今のところ転勤を希望しています。具体的な話は、今年の秋になると思われ

仕事の量や質が変わること、片道の通勤時間が、現

在の2倍、90分になること等、不安材料があります。しかし、今の世の中は不況で会社の倒産や、解雇が日常茶飯事であることを新聞で目にしたり、人の話で聞いたりすると、行く先や仕事のあることは、“ありがたいこと”と思いはじめています。その為、転勤後必要と思われるパソコンの習得に、千葉市のIT講習も受講しました。

昨年の秋、社臨の「ニュース」の発送で、はじめて会場の「こもん軒」に顔を出しました。平日は、“定食屋さん”、金曜日の午後6時から、“金曜酒場”。土・日・祝日は定休という「こもん軒」は、私にとって、ぬくもりのある空間でした。カウンターと、いくつかのテーブルとイス。奥には8帖の畳部屋です。こじんまりしたそのお店は、人の交流の場として、ほっと出来る温かさがありました。

発送は、日曜日の午前11時からで、私達は、畳の部屋で作業をしていました。午後からは、「子供問題研究会」の集まりが予定されているようでした。何人かの子供さんが見えて、篠原睦治さんと言葉を交わしていました。その中のおひとりは、私達ひとりひとりに向かって、挨拶をしてくれました。ひとり暮らしの私にとって、とても新鮮な一瞬でした。人と人が、なごやかに言葉を交わす関係の良さに、温かさを実感しました。

私の職場の中の間人間関係は、残念ながら、なごやかな言葉のかけあいは年々少なく、緊張感があります。表面的には対立しているわけでもなくとも、お互いに相手を監視、観察している感じです。

一方、郵便局の中の間人間関係も、孤立化してきてい

るように感じます。郵政事業庁は、2003年の公社化をひかえて、職場環境が大きく変化しつつあるとはいえ、お互いさまの助け合いは薄れているようです。

機械化による定員削減で、決められた時間内での仕事量が増えています。一人一人が他人のことまで構っておれない状況のようです。

これまで、郵政事業を地道にこつこつと支えてきた人であり、当人は実直に仕事をしていても、高年齢者や、作業能率の良くないと思われた人が、職場内でのコミュニケーションもスムーズにいかず、カバーしてくれる人も少なく、組織からはじき出されているようです。

効率を重視すれば、しわ寄せは弱者にいきます。助け合う関係も薄れ、お互いが監視しあうような職場の雰囲気では、精神的に追い詰められて、病になる人も増えていきます。メンタルヘルスを損なう人をつくりながら、単に、メンタルヘルスケアで改善をはかろうとしても、セーフティネットを早急に実現しない限り、無理であろうと思います。明日は、わが身かな?とってしまいます。けして、他人ごとではないのです。

本来なら、もっと核の部分から社臨に関わって、発言出来るといいのですが.....。今は、社会のいろいろな情報や、物事を判断するうえでの大切な視点を社臨から貰っています。“ギブ・アンド・テイク”ならぬ“テイク・アンド・テイク”だと思っています。

社臨で受け得た良さを繋げたいと、職場の中で、反対意見であっても発言しやすい雰囲気作りを心掛けるようにしています。そして、上下関係をなるべく少なくしたいと思っています。また私の意見も、私の立場からしっかり発言するようにしています。

“反対意見も発言できること”や、“上下関係が殆んど見られない”、“あたたかな人との交流がある”といった土壌は、社臨では当然のこととして存在していると、私は見えています。

私は、このような人のつながりや、関係が心地良いのです。職場の中だけでなく、私のまわりでも、是非繋げていきたいものだと思っています。

社臨は、私の人生においても、大切な羅針盤の1つとなっています。これからも末長くご交誼願います。

2002年3月記

“この場所”から

見えないものを忘れない

森 樹

最近利用することが多くなったJR高田馬場駅は高架上の駅なのだが、ご他聞に漏れず階段に車椅子用の昇降機がついている。人を乗せたままの車椅子を一台載せることが出来るゴンドラが階段の手すりと同じように壁に設置されたレールを伝って移動する。安全を考えてか昇降のスピードは人が歩くよりもゆっくりで、操作はゴンドラ上の利用者ではなく駅員がゴンドラに添って歩きながら行う。

その日もゴンドラに乗って階段の数センチ上の空間を滑るように移動していく人を、僕はぼんやりと眺めていた。ゴンドラの動きはゆっくりで、後から昇り始めた僕は別に急いで歩いていたわけでもないのだけれど、ゴンドラと並び、追いこした。そしてふと、なんで僕は彼女をぼんやりと眺めていられたのだろう、と思った。

「なんで僕は彼女をぼんやりと眺めていられたのだろう」という思いと一緒に、いくつかの光景が浮かんだ。呼び止められて階段を昇るのを手伝ったこと、階段の前で行きつ戻りつしている車椅子の人に手伝いましょうかと声をかけて断られたこと、やはり階段の前で戸惑っているように見える車椅子上の人を見かけてどうしようかと迷っている内に何人かの通りすがりの人が手伝って行ってしまって内心ほっとするような思いを感じたこと。町中の階段と車椅子を使う人と自分との間のいくつかのシーンを思い出した。それらのシーンではいつも、僕はぼんやりと車椅子を使う人を眺めてはいなかった。

コンピュータのプログラム理論に「オブジェクト指向」という考え方がある。よく引き合いに出される例だが、例えばコーヒーショップに行く。カウンターで

「コーヒー」と注文する。すると目の前にコーヒーの入ったカップが置かれる。この時注文した僕と、注文を受けた店員がそれぞれオブジェクトだ。

オブジェクト同士はメッセージの交換だけが出来る。メッセージによるコミュニケーションは出来るが相手の中に踏み込むことは出来ない。僕が「コーヒー」というメッセージを店員に送信する。すると店員から現物のコーヒーというメッセージが戻ってくる。店員がどのようにしてそのコーヒーを作ったかは僕からは分からないし(実際のコーヒーショップでは見えることが多いけど.....)僕からは操作できない。コーヒーを作ることはそれ専門のオブジェクトにお任せする。そうすることで僕はコーヒーをいれることについて頭をわずらわさなくて済む。コンピュータのプログラムを、こんなオブジェクトだけで構成しようというのがオブジェクト指向プログラミングという考え方だ。

例えば同じかけ算でも整数同士をかける時と、行列のかけ算をする時にはまったく違う計算の仕方になる。それまでのプログラム方法だと、どのような形式の数値が入力されるかを事前に気にしながら、それにあったかけ算プログラムを用意しておかなければならない。いろいろな数値が入力される可能性があるならば、考えられる全てのかけ算用プログラムを作り、入力されたデータがどのようなデータなのかをそのつど判断するプログラムも作っておかなければならない。

だが、もしも数値自体が自分の計算のされ方を知っていたら、そんな配慮はしなくてもよくなる。整数は自分が別の数字とかけられる場合の計算方法を知っている、行列も自分が別の数字とかけられる場合の計算方法を知っている、となれば、入力される数値が整数なのか行列なのかを気にすることなく、ただ「かける」

としておけばいい。このとき整数や行列は自分自身で自分自身の計算のされ方を理解しているオブジェクトなのだ。

整数や行列がオブジェクトとなり自分自身で自分自身の身の処し方を理解しているとなると、プログラマーは入力データについて配慮する必要がなくなる。上手くいっているならば忘れてしまえばいい。

スロープもエレベーターも階段昇降機もない階段の前で立ち止まっている車椅子の人を見かけた時、その場面は僕自身にとって「我がこと」の場面だった。その車椅子の人がどう思っていたかは知らないが、僕は僕自身に判断を求められていた。手伝うのか、無視するのか、見て見ぬふりをするのか、声をかけるか、声をかけられるまで待つか……。けれどもJR高田馬場駅でゴンドラに乗った彼女を見ていた時、その光景は「他人ごと」だった。いや「他人ごと」とすら判断していないただの風景だった。上手くいっているならば忘れてしまえばいい。階段昇降機を認識することで、僕は僕の中で階段の前に佇む車椅子の人という場面を「我がこと」から「他人ごと」へと変えてしまった。

僕は階段昇降機の設置に反対ではない。運用の仕方には疑問を感じることもあるし、車椅子の人しか利用できないそれよりは、エレベーターの方がいいとも思うが。階段がゆるやかなスロープになったり、バスのステップが低くなったり、トイレや廊下が広くなったりするのもいいことだと思う。そうしたものが設置されたり、当初から組み込まれたりするという事は、建物や町の設計に、それまでその建物や町の利用者として想定されたり認識されたりしていなかった人たちが認識され想定されるようになったということだ。駅を利用する人は健脚の人ばかりではない。バスを利用する人は狭くて急な入り口の階段をすすと通り抜けられる人ばかりではない。誰もが自動販売機の高い位置のコイン投入口に手が届くとは限らないし下の方の商品取り出し口まで身がかがめられるとも限らない。そういう人もいるのだということが設計段階で想定されるということはまずいいことだと思う。

けれども、設計段階でそのことが配慮されることで、出来上がった町の中で僕たちはそうした配慮を忘れてしまう。上手くいっているなら忘れてしまえばいい。それは、見えないことはないことと同じ、というのに似ている。「障害」のラベルを与えられた子ども達が養護学校に集められる。当然地域の「普通の」学校には「障害」児はいない。見えないことはないことと同じであり、「普通の」学校の子供達にとって「障害」児は存在しないのと同じことになる。時に「交流」が行われたとしても、「普通の」学校の子供達にとって「障害」児は、「普段は別の学校で上手くやっている子ども達」であり、日常的には忘れてしまっている子ども達になる。

建物や町の設計段階に様々な生き方をする人々のことが組み込まれていけばいくほど、その建物や町を利用する人々にとって互いは忘れてしまっている存在、配慮を必要としない存在になっていく。自分のことだけを気にしていればいいという町になっていく。

「誰もが一人で安心して暮らせる町」が、これからの日本が町作りを考える際に想定すべき像だと僕は思っている。バリアフリーやユニバーサルデザインという考え方も基本的にはそのような線のものだと思っている。

けれども「誰もが一人で安心して暮らせる町」が、「誰もが一人でも安心して暮らせる町」ではなく、一人で暮らすことが「当たり前」の町、一人で暮らすことを強要する町になっていく可能性もあることを僕はともすれば忘れがちになる。

望むと望まぬに関わらず、僕たちは設計された建物、計画された町の中で生きている。設計され計画されたものは僕たちに見えるものと見えないものを作っていく。町という制度の中で、だからこそ僕たちにとってなおさら大切になるのは、見えないものを思い浮かべる想像力なのだと思う。

編集後記

今号に関してもお詫びばかりです。冒頭にも書いたように総会前に出せなかったこともそうですし、ページ数もこれまでで最も薄いものになってしまったこと、などです。もちろん、中身が大事ですが、やはり編集長としては心苦しい結果です。次号は、第10回総会特集号で、しかし、今号が総会后初めての雑誌で、いささか紛らわしいことになっています。

今号の編集作業には萩谷さんが参加してくれました。初めてということでしたが、僕はずいぶん心強く感じていました。ここで紹介するようなことではないので具体的なことは書けませんが、萩谷さんから戻ってきた編集部校正には、なかなか面白い書き込みがあったりして。ところが、その萩谷さんに編集後記を書いてもらうことを依頼するのをこれまた忘れてしまい、最終ゲラをつくる前日の夜中になってやっと思い出し、という具合です。つまり、僕自身がこの編集後記を書くとして、いま、まさに、思い出したということなのです。次回も頼んで、絶対に書いてもらおうと思っています。また、次号の編集には、竹村さんも戻ってくれるようです。

全く関係ないのですが、この夏に5歳の子どもを連れて、つくばまで遊びついでに昆虫採集に出かけました。彼女はカブト虫とクワガタ虫にご執心なのですが、夜行性だから昼間行っても捕まらないとくり返したのに、朝早くから起きるのは難儀らしく、結局、シデ虫しか見当たりませんでした。ところが、彼女はこの虫を持って帰ると言い張るので、何だか縁起悪いなあ、と思いながら仕方なしに3匹捕まえたのですが、やっぱり死んでしまいました。この虫はいまや都会ではうまく生きられないのでしょう。土地の自然度みたいなのもの指標らしいのです。縁起の悪さを感じさせるわけですが、この虫が死骸を食べることで、広く言えば生態系が成立するわけです。僕たちが文化のなかで忌み嫌うようになったものが、僕たちをどこかで支えているのだ、しかし、それも100キ口足らず移動しただけで生きられなくなるのです。それが、僕たちの文化の成果でもあるというのは、やはり皮肉なものだと感じます。(三輪)

社会臨床雑誌 第10巻第1号

発行年月日

2002年9月15日

発行者

日本社会臨床学会(代表 中島浩篤)

事務局 茨城県水戸市文京2-1-1茨城大学教育学部情報教育講座林研究室

電子メール rasen@ipc.ibaraki.ac.jp

WWW <http://www.infocul.edu.ibaraki.ac.jp/~sharin/>

電話/FAX TEL/090-3143-5988 FAX/029-228-8314

郵便振替 00170-9-707357

印刷所

有限会社ケイエム・プリント

東京都文京区白山3-3-13

電話：03-3813-7921

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :

c/o N. Hayashi, Department of Info-Education, Faculty of Education, Ibaraki University,
2-1-1, Bunkyo, Mito-shi, Ibaraki-Ken, 310, JAPAN

CONTENTS

Prologue _____ The Editorial Committee, The Association ____ (1)

Repeal “the Legislation of Illegal persons with Metal Illness” ! _____ Oga, T. ____ (2)

The Critical Comments on Today's “Inclusive Education” and “the Reform in School Education” _____ Shinohara, M. ____ (8)

Thinking about “Fruit Basket” from the View of Healing _____ Hayashi, N. ____ (17)

What Do Recent Personality Theories Mean ? (2) _____ Miwa, S. ____ (27)

Film & Book Reviews

Nagumo, A.(36)

Sato, T.(39)

Nakajima, H.(42)

Takemura, Y.(44)

Miwa, S(48)

“Where We're At”

Yamamoto, E.(52)

Mori, I(54)

The Editors' Comment _____ (56)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refrain from giving it a precise English equivalent at this time.